

中学校学習指導要領解説

音楽編

平成20年7月

文 部 科 学 省

目 次

第1章 総 説	1
1 改訂の経緯	1
2 音楽科改訂の基本方針	4
3 音楽科改訂の要点	7
第2章 音楽科の目標及び内容	10
第1節 音楽科の目標	10
1 教科の目標	10
2 学年の目標	13
第2節 音楽科の内容	15
1 内容の構成	15
2 各領域及び〔共通事項〕の内容	17
第3章 各学年の目標及び内容	28
第1節 第1学年の目標と内容	28
1 目 標	28
2 内 容	31
第2節 第2学年及び第3学年の目標と内容	51
1 目 標	51
2 内 容	53
第4章 指導計画の作成と内容の取扱い	68
1 指導計画作成上の留意点	68
2 内容の取扱いと指導上の留意点	72

第1章 総説

1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPIISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
 - ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、
 - ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、
- が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規

定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には、①については、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。③については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、④の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また、⑦の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳育や体育の

充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信を持たせる必要があるとの提言がなされた。

この答申を踏まえ、平成20年3月28日に学校教育法施行規則を改正するとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示した。中学校学習指導要領は、平成21年4月1日から移行措置として数学、理科等を中心に内容を前倒しして実施するとともに、平成24年4月1日から全面実施することとしている。

2 音楽科改訂の基本方針

平成20年1月の中央教育審議会の答申においては、小学校、中学校及び高等学校を通じる音楽科の改善の基本方針について、次のように示されている。

(i) 改善の基本方針

- 音楽科、芸術科（音楽）については、その課題を踏まえ、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。

- このため、子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、歌唱、器楽、創作、鑑賞ごとに指導内容を示すとともに、小・中学校においては、音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解することなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を一層重視する。

- 創作活動は、音楽をつくる楽しさを体験させる観点から、小学校では「音楽づくり」、中・高等学校では「創作」として示すようにする。また、鑑賞活動は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにするとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。

- 国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。

これらの改善の基本方針の下、中学校音楽科の改善の具体的事項について、次のように示されている。

(ii) 改善の具体的事項

○ 多様な音や音楽を感じ取り、創意工夫して表現したり味わって鑑賞したりする力の育成や、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことを重視し、次のような改善を図る。

(ア) 表現領域（「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野）、鑑賞領域及び〔共通事項〕で内容を構成する。〔共通事項〕については、例えば、音楽を形づくっている様々な要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を受感すること、音楽に関する用語や記号などを音楽活動と関連付けながら理解することなどを具体的に示す。

(イ) 「創作」については、生徒が、音のつながり方を試しながら短い旋律をつくったり、音素材を選びまとまりを工夫して音楽をつくったりするなど、音を音楽へと構成していく体験を重視するようにする。

(ウ) 鑑賞領域においては、音楽に関する言葉などを用いながら、音楽に対して、生徒が、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力を育成するようにする。

(エ) 我が国の伝統文化に関する学習を充実する観点から、和楽器については、簡単な曲の表現を通して、伝統音楽のよさを一層味わうことができるようにするとともに、我が国の伝統的な歌唱の指導も重視するようにする。

また、我が国の音楽文化に親しみ一層の愛着をもつ観点から、我が国の自然や四季、文化、日本語のもつ美しさなどを味わうことのできる歌曲を更に取り上げるようにする。

(オ) 合唱や合奏など全員で一つの音楽をつくっていく体験を通して、表現したいイメージを伝え合ったり、協同する喜びを感じたりする指導を重視する。学習全体を通じて、音楽文化の多様性を理解する力の育成を図るとともに、音環境への関心を高

めたり，音や音楽が生活に果たす役割を考えたりするなど，音楽と生活や社会との
かかわりを実感できるように指導するようにする。

中学校学習指導要領の音楽科は，以上のような改善の基本方針及び改善の具体的事
項に基づき，改訂を行った。

3 音楽科改訂の要点

中学校学習指導要領の音楽科の主な改訂の要点は、次のとおりである。

(1) 目標の改善

「音楽文化についての理解を深め」ることを教科目標の中に規定した。

音楽科では、例えば、曲種に応じた発声や和楽器で表現すること、音楽をその背景となる文化・歴史と関連付けて鑑賞することなど、生徒が音楽文化について理解を深めていくことにつながる学習が行われる。また、音によるコミュニケーションを基盤とする音楽活動は、本来、音楽文化そのものを対象にした学習と言える。今回の改訂では、こうした音楽科の性格を明らかにした。

(2) 内容の改善

ア 内容の構成の改善

従前と同様に「A表現」及び「B鑑賞」の二つの領域で構成しつつ、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要な〔共通事項〕を新たに設けた。

また、「A表現」については、歌唱、器楽、創作ごとに事項を示した。これらによって、指導のねらいや手立てが明確になるようにした。

イ 歌唱共通教材の提示

我が国のよき音楽文化を世代を越えて受け継がれるようにする観点から、「赤とんぼ」、「荒城の月」、「早春賦」、「夏の思い出」、「花」、「花の街」、「浜辺の歌」を歌唱共通教材として示し、各学年ごとに1曲以上を含めることとした。

ウ 我が国の伝統的な歌唱の充実

伝統や文化の教育を充実する観点から、「民謡、^{ながうた}長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れ

るもの」を歌唱教材選定の観点として新たに示した。

エ 和楽器を取り扱う趣旨の明確化

従前の「和楽器については、3学年間を通じて1種類以上の楽器を用いること」を踏襲しつつ、伝統や文化の教育を充実する観点から、「表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること」を新たに示し、器楽の指導において和楽器を用いる趣旨を明らかにした。

オ 創作の指導内容の焦点化・明確化

創作の指導内容の焦点を絞り、具体的かつ明確にするため、事項アでは「言葉や音階などの特徴」を手掛かりにして「旋律をつくる」こと、事項イでは「音素材の特徴」を生かして「反復、変化、対照などの構成」を工夫してつくることとした。また、「創作の指導については、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視する」よう配慮することを新たに示した。

カ 鑑賞領域の改善

音楽科の学習の特質に即して言葉の活用を図る観点から、「言葉で説明する」、「根拠をもって批評する」などして音楽のよさや美しさを味わうこととし、音楽の構造などを根拠として述べつつ、感じ取ったことや考えたことなどを言葉を用いて表す主体的な活動を重視した。

キ 〔共通事項〕の新設

音楽を形づくっている様々な要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ受けること、音楽に関する用語や記号などを音楽活動を通して理解することを〔共通事項〕として新たに示した。この〔共通事項〕は、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫することとした。

ク その他

表現と鑑賞の各活動を通じて、「生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり、他者の意図に共感したりできるようにする」、「音環境への関心を高めたり、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりする」、「音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにする」などの配慮を行うこととした。また、音楽に関する用語や記号などについて、小学校学習指導要領に示す音符・休符・記号などに加えて取り扱うものを新たに示した。

第2章 音楽科の目標及び内容

第1節 音楽科の目標

1 教科の目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

ここでは、音楽科の教科目標を示している。

この目標は、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して学習が行われることを前提とし、生活を明るく豊かにするための音楽を愛好する心情を育てること、音楽に対する感性を豊かにすること、音楽活動の基礎的な能力を伸ばすこと、人間と音や音楽とのかかわりとして音楽文化についての理解を深めること、これらが総合的に作用し合い豊かな情操を養うことによって構成されている。

「表現及び鑑賞の幅広い活動」とは、多様な音楽活動を行うことを意味している。我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽を教材として扱い、音楽の素材となる音に関心をもったり音楽の多様性を理解したりするなど、生徒一人一人の個性や興味・関心を生かした歌唱、器楽、創作、鑑賞の活動を行うことが重要である。

「音楽を愛好する心情」とは、生活に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好しようとする思いである。この思いは音楽のよさや美しさなどを感じ取ることによって形成される。そのためには、音楽が醸し出すよさや美しさなどが人々にもたらす感情などの動きを重視する必要がある。音楽活動によって生まれる喜びや楽しさを実感し

たり、音楽の構造と曲想とのかかわりや、音楽の背景にある風土や文化・歴史などを理解したりすることを通して、音楽について認識を深めていくことが音楽を愛好する心情を育てていく。

「音楽に対する感性」とは、音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るときの心の働きを意味している。音楽科の学習は、生徒が聴覚を中心とした感覚器官を通して音や音楽の存在に気づき、それらを主体的にとらえることによって成立する。例えば、三味線を用いた音楽とギターを用いた音楽について学習する場合、生徒が三味線とギターは違った音色であることを知覚し、それぞれの特徴や雰囲気を感じることが重要となる。音や音楽を知覚し感受するときに、生徒の音楽に対する感性が働く。こうした学習を積み重ねることによって、この音の方が自分にとって心地のよい音だ、この音楽の響きには豊かさが感じられる、といった心の中の意味付けが確かなものになっていく。そして、生徒一人一人が音や音楽をそれぞれの感じ方で味わうことにつながっていく。

このように音楽に対する感性を豊かにしていくことは、音楽科の特性にかかわる重要なねらいと言える。そのため、音楽のよさや美しさなどの質的な世界を感じ取りながら思考・判断し表現する一連の過程を大切にした指導が必要となる。

「音楽活動の基礎的な能力」とは、生涯にわたって楽しく豊かな音楽活動ができるための基になる能力を意味している。音楽を形づくっている要素は、生徒が生涯出会う多様な音楽を理解するための重要な窓口となる。例えば、リズムという共通の視点から、我が国や諸外国の様々な音楽の、それぞれの特徴をとらえることができる。この意味で、音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じすることは、すべての音楽活動を支える最も基礎的な能力と言える。

また、音楽活動を行うためには、音楽に関する用語や記号、楽譜、発声法や楽器の奏法などの知識や技能が必要となる。これらの知識や技能は、前述の音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じることと結び付くことによって、音楽活動の基礎的な能力として意味をもつものとなる。

「音楽文化についての理解を深め」ることを今回の改訂で新たに規定した。その背景には、国際化が進展する今日、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を深め、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに諸外国の音楽文化を尊重する態度の育成を重視することがあげられる。曲種に応じた発声や和楽器で表現したり、音楽をその背景となる文化・歴史と関連付けて鑑賞したりする活動などは、音楽文化の理解につながる学習と言える。また、音楽活動はコミュニケーションの観点から、言語活動などとは異なる独自の特質をもっており、このことも音楽文化の理解を深める意義の一つである。このように音楽文化の理解を深めることは、本来、音楽科の重要なねらいであり、今回の改訂では、目標の中にそれを規定することにより、音楽科としての性格を一層明確にした。

したがって、楽曲や曲種についての知識の量を増やすといったことだけではなく、様々な音楽がもつ固有の価値を尊重し、その多様性を理解できるようにするとともに、音や音楽によって、人は自己の心情をどのように表現してきたか、人と人とがどのように感情を伝え合い、共有し合ってきたかなどについて、生徒が実感できるように指導することが大切である。

「豊かな情操を養う」ことは、一人一人の豊かな心を育てるという重要な意味をもっている。情操とは、美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心を行い、情緒などに比べて更に複雑な感情を指すものとされている。音楽によって養われる情操は、直接的には美的情操が最も深くかかわっている。

美的情操とは、例えば音楽を聴いてこれを美しいと感じ、更に美しさを求めようとする柔らかな感性によって育てられる豊かな心のことである。このような美しさを受容し求める心は、美だけに限らずより善なるものや崇高なるものに対する心、すなわち、他の価値に対しても通じるものである。したがって、教科の目標では美的情操を養うことを中心にはするものの、学校教育の目標が、豊かな人間性の育成を目指すものであるところから、ここでは、豊かな情操を養うことを示しているのである。

2 学年の目標

学年目標は、教科の目標を実現するために、生徒の発達の特徴を考慮し、各学年における具体的な目標を示している。

各学年とも三つの項目とし、下の表のように、(1)は音や音楽への興味・関心、生活とのかかわりなどの情意面に関する目標、(2)は表現に関する目標、(3)は鑑賞に関する目標である。

第1学年	第2学年及び第3学年
<p>(1) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を養い、音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度を育てる。</p> <p>(2) 多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、基礎的な表現の技能を身に付け、創意工夫して表現する能力を育てる。</p> <p>(3) 多様な音楽のよさや美しさを味わい、幅広く主体的に鑑賞する能力を育てる。</p>	<p>(1) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を高め、音楽によって生活を明るく豊かなものにし、生涯にわたって音楽に親しんでいく態度を育てる。</p> <p>(2) 多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、表現の技能を伸ばし、創意工夫して表現する能力を高める。</p> <p>(3) 多様な音楽に対する理解を深め、幅広く主体的に鑑賞する能力を高める。</p>

第2学年及び第3学年は、学校や生徒の実態などに応じた弾力的な指導を効果的に進めることができるように、学年の目標及び内容をまとめて示している。第1学年から第3学年まで、表現及び鑑賞の幅広い活動を継続的に深まりをもって行うことにより、音楽を愛好する心情や音楽に対する感性、音楽の諸能力が徐々にはぐくまれていくという学習の特性を考慮し、それぞれの学年にふさわしい指導を工夫して目標の実現を目指す必要がある。

第2節 音楽科の内容

1 内容の構成

従前の内容は、表の右（平成10年告示）のように構成していた。今回の改訂では、内容の構成を全面的に見直して、表の左（平成20年告示）のようにした。

平成20年告示	平成10年告示
<p>「A表現」</p> <p>(1) 歌唱に関する内容 ア, イ, ウ</p> <p>(2) 器楽に関する内容 ア, イ, ウ</p> <p>(3) 創作に関する内容 ア, イ</p> <p>(4) 表現教材 ア, イ</p> <p>「B鑑賞」</p> <p>(1) 鑑賞に関する内容 ア, イ, ウ</p> <p>(2) 鑑賞教材</p> <p>[共通事項]</p> <p>(1) 要素に関する内容 ア, イ</p>	<p>「A表現」</p> <p>(1) ア, イ（＝歌唱に関する内容） ウ（＝器楽に関する内容） エ（＝歌唱と器楽に関する内容） オ, カ（＝創作に関する内容） キ, ク（＝要素に関する内容）</p> <p>(2) 表現教材 ア, イ</p> <p>「B鑑賞」</p> <p>(1) ア, イ（＝要素に関する内容） ウ, エ（＝鑑賞に関する内容）</p> <p>(2) 鑑賞教材</p>

このように、「A表現」については、歌唱、器楽、創作ごとに事項を示すとともに、従前の「A表現」(1)のキ、ク及び「B鑑賞」(1)のア、イに相当する内容を一つにくくり、〔共通事項〕として新たに設けた。

〔共通事項〕については、歌唱、器楽、創作、鑑賞の各活動の支えとなるものであり、表現及び鑑賞の各活動と〔共通事項〕とを関連させて指導することとした。例えば、音楽を形づくっている要素を知覚し、その働きが生み出す特質や雰囲気を感じ取る学習が支えとなって、曲想を感じ取り創意工夫しながら表現したり味わって鑑賞したりする表現及び鑑賞の各学習が成立する。したがって、歌唱、器楽、創作、鑑賞の各活動において〔共通事項〕の内容を十分に指導することが重要であり、〔共通事項〕のみを単独で指導するものではない。

歌唱については、例えば「歌詞の内容や曲想を感じ取り、表現を工夫して歌うこと」(第1学年「A表現」(1)のア)と示し、①感じ取る対象(=「歌詞の内容や曲想」、②思考・判断(=「表現を工夫して」)、③歌唱による表現(=「歌うこと」)の三つの視点で構成した。

このような各事項における構成の考え方は、歌唱の他の事項や、器楽、創作、鑑賞の各事項においても同様とし、それぞれの学習の特質に応じて示した。

今回の改訂では、「A表現」領域(歌唱、器楽、創作ごと)、「B鑑賞」領域、〔共通事項〕で内容の全体を構成するとともに、各事項を上記のように構成することによって、指導のねらいを一層明確にし、生徒が感性を働かせて感じ取ったことを基に、思考・判断し表現する一連の過程を大切にしたい学習の充実を求めている。言い換えれば、音楽科の特性に即した思考力、判断力、表現力などを育成する指導を行い、音楽科のねらいを真に実現する教育を進めていくことを目指しているのである。

2 各領域及び〔共通事項〕の内容

(1) 表現領域の内容

表現領域の学習は、歌詞の内容や曲想、楽器の特徴、言葉や音階の特徴などをとらえ、イメージをもって曲にふさわしい表現や構成を工夫すること、表現をするために必要な技能を身に付けること、音楽の背景にある文化などに目を向けること、これらが相互に関連し合うことが大切である。なお、これらの学習を支えるものとして〔共通事項〕が位置付けられる。

このような学習を行うための表現領域の指導内容は、次の五つの観点からとらえられる。

① 音楽の素材としての音

音楽は音から成り、音楽表現は音を媒体とする。したがって、まず音について知ることが必要となる。音楽の素材としての音には、声や楽器の音のみならず、自然音や環境音など私たちを取り巻く様々な音も含まれる。

声については、一人一人の声は個性的で、多様な表現の可能性を秘めている。また、民族や時代、あるいは様式や曲種によって様々な表現方法があり、それぞれに応じた発声の仕方が用いられてきた。言語のもつ音質、発音やアクセントなどが、旋律やリズム、あるいは、曲の構成などに影響を与えている場合もある。したがって、一人一人の声の持ち味を生かし、曲種に応じた発声を工夫し、歌詞のもつ言語的特性などを大切にしたい表現活動を行うことが重要となる。

楽器については、材質、形状、発音原理、奏法などから様々な分類され、それぞれ特徴のある音をもっている。例えば、木、金属、革などの素材の違いにより、そこから生まれる楽器の音の特徴は異なってくる。したがって、様々な楽器がどのような発音原理や構造上の特徴をもっているかといった点を押さえ、それらを生かすことが大切となる。

音楽の素材としての音の質感を、生徒が感性を働かせて感じ取ることは、表現活動において実際に音を発する際に、どのような音を出したいのか、どのような音がふさ

わしいのかといった意識をもつことにつながっていく。

② 音楽の構造

音楽を表現する上では、対象となる音楽がどのようにできているか、どのような形となって表れているかなどをとらえ、それを生かすことが重要となる。

音は、一音だけでも音楽と成り得るが、基本的には、音と音との関係の中で意味をもち音楽となる。そして音楽は、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などの要素によって形づくられている。これらの要素は総合的かつ複雑にかかわり合いながら音楽としての全体像を成している。さらに、リズムの構造、テクスチャの構造のように、それぞれの要素をより細かく見る場合もあり、構造は様々なレベルや関係性の中でとらえることが可能である。

このように、音楽を形づくっている要素そのものや要素同士のかかわり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど、音や要素の表れ方や関係性、音楽の構成や展開の有り様などが、音楽の構造である。

表現の学習では、音楽について、音色、リズム、旋律、反復や変化などの音楽を構成する原理、「①音楽の素材としての音」で述べたような歌詞のもつ言語的特性や楽器の特徴、さらには、声部の役割や全体の響きなどの様々な観点からとらえて、それらを音楽の表現に生かしていくことが重要となる。

③ 音楽によって喚起されるイメージや感情

音楽の構造をとらえることは、実際の音楽活動を通して行われる。この場合、生徒の内的な世界に作用し、表現を発展させるものでなくてはならない。音楽の構造を解き明かすことが、生徒のイメージや感情を一層喚起する。

音楽は、その音楽固有の表情、雰囲気、気分や味わいを醸し出している。これが曲想であり、一人一人が自己のイメージや感情を伴って、音楽との相互作用の中で感じ取ることになる。曲想は、音楽を形づくっている要素や構造の働きによって生み出されるものであるから、それらをとらえることによって、曲想をより深く味わうことが可能となる。

曲想を感じ取りながら、それを音楽の構造とのかかわりにおいて再度とらえ直すといった活動を繰り返すことによって、生徒の感じ取った内容が質的に深まり、イメージや感情も広がり豊かになる。したがって、生徒一人一人がこうしたイメージや感情を意識し、自己認識をしながら表現活動を進めていくことが大切になってくる。

④ 音楽の表現における技能

生徒が感じ取ったことを声や楽器、楽譜などを使って表現するためには、技能が必要である。発声や発音、楽器の奏法、音楽をつくる技能などを獲得し、音楽に対する解釈やイメージ、曲想などを適切に表現することが重要となる。また、身体をコントロールし、姿勢、呼吸法、身体の動きなどを意識することも大切である。

技能の必要性は、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連の知覚、特質や雰囲気への感受、そして、そこから導き出される表現の工夫を通して理解されなければならない。したがって、音楽の表現における技能の指導は、こうした一連の活動の中に適切に位置付けるものである。

⑤ 音楽の背景となる風土や文化・歴史など

前記①から④の背景となるものが、人間の生活の基盤である風土や文化・歴史、伝統といった環境であり、音楽自体、そして人間の表現行為自体、それらの影響のもとで生み出されてきた。例えば、障子やふすまで仕切られた造りの残響の少ない日本建築の中で演奏されてきた音楽と、石造りで豊かな残響をもつ西洋建築の中で演奏されてきた音楽はおのずと違いがある。言語に目を向けた場合、我が国においては、古くから音楽の様相に日本語が深く関係してきた。言語のもつ特性が音楽に直接間接に作用し特有の雰囲気を生み出している。また、演劇や舞踊などの身体による表現、儀式や祭礼などの全体構成も音楽の性格と密接にかかわっている。

このように、我が国や諸外国の様々な音楽は、それぞれが生み出され、はぐくまれてきた背景と切り離すことはできない。例えば音の出し方も、それをはぐくんできた人々の感性や価値観と結び付いていると考えられる。音楽がどのような風土や文化・歴史などを背景としているかといった視点をもつことが、曲のとらえ方や表現を深め

ることにつながっていく。

以上に述べた五つの観点による指導内容を具体化するために、歌唱、器楽、創作ごとに次のように事項を示している。

歌唱のアは歌詞の内容や曲想，イは曲種に応じた発声と言葉の特性，ウは声部の役割と全体の響きを示し，それぞれ表現を工夫して歌うこととしている。

器楽のアは曲想，イは楽器の特徴と奏法，ウは声部の役割と全体の響きを示し，それぞれ表現を工夫して演奏することとしている。

創作のアは言葉や音階などの特徴と旋律，イは音素材の特徴と反復，変化，対照などの構成やまとまりを示し，それぞれ表現を工夫して音楽をつくることとしている。

さらに，上記の内容をより効果的に指導するために，取り扱う教材の範囲や観点を示している。

(2) 鑑賞領域の内容

鑑賞領域の学習は，音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取ること，感じ取ったことや理由などを言葉で表すこと，音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて理解すること，様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理解すること，これらが相互に関連し合うことが大切である。なお，これらの学習を支えるものとして〔共通事項〕が位置付けられる。

このような学習を行うための鑑賞領域の指導内容は，次の五つの観点からとらえられる。

① 音楽の素材としての音

音楽は音から成り，音楽表現は音を媒体とする。したがって，まず音について知ることが必要となる。音楽を鑑賞するときは，音楽の素材として使われている音そのものの特徴を感じ取ることが重要である。

声については，我が国や諸外国の様々な言葉の特性がかかわって，それぞれに固有の声質や声域がある。また，曲種によって，固有の発音法，発声法，歌唱法が見られ，演奏者の表現意図もそれらに影響してくる。

言葉の特性は、旋律やリズムなど、曲の構成と深くかかわり合って音楽を成り立たせている。例えば、言語のもつ抑揚、アクセント、リズム、音質、語感などが音楽と深く結び付き、それらを生かした音楽が生み出されている。

楽器については、材質、形状、発音原理、奏法などによって音の特徴が異なる。同じ発音原理の楽器でも、地域や国によって音色や奏法などに違いが見られ、それぞれに特徴をもっている。

鑑賞においては、どのような音であるかということ、声においては発音法、発声法、歌唱法など、楽器においては材質、形状、発音原理、奏法などからとらえることが大切である。

また、ここでいう音には自然音や環境音も含まれる。風の音、川のせせらぎ、遠くに聞こえる寺の鐘の音などから音楽的な感興を得ることも少なくない。自然音や環境音を聴き、感じ取ったことが、イメージや感情を広げたり深めたりする契機となるのである。なお、楽器によっては、風土や文化・歴史などの中で培われた美意識から、自然を象徴するような独特な音色や奏法をもつものがある。これらのことから、自然音や環境音について音楽とのかかわりにおいてとらえることは、音や音楽への興味・関心を一層養うことにつながっていく。

② 音楽の構造

音楽を鑑賞する上では、対象となる音楽がどのようにできているか、どのような形となって表れているかなどをとらえることが重要となる。

音は、一音だけでも音楽と成り得るが、基本的には、音と音との関係の中で意味をもち音楽となる。そして音楽は、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などの要素によって形づくられている。これらの要素は総合的かつ複雑にかかわり合いながら音楽としての全体像を成している。さらに、リズムの構造、テクスチャの構造のように、それぞれの要素を細かく見る場合もあり、構造は様々なレベルや関係性の中でとらえることが可能である。

このように、音楽を形づくっている要素そのものや要素同士のかかわり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど、音や要素の表れ方や関係性、音楽の構成や

展開の有り様などが、音楽の構造である。

鑑賞の学習では、こうした音楽の構造をとらえることが極めて重要となる。すなわち、学習の対象となる音楽において、要素がどのように働いているのか、要素同士がどのように関連し合っているのか、音楽全体がどのようになっているのかなどの学習が求められる。また、用いられる教材のほとんどで、生徒が表現活動で取り組む楽曲の水準を越えたより複雑で洗練された音楽の構造を経験することになる。例えば、反復、変化、対照などの音楽を構成する原理も、実際の楽曲では壮大で複雑に展開される有り様を知るようになる。教材として扱う曲種や楽曲及び生徒の学習の状況などに応じて、音や要素の働きから生まれる様相、要素間のかかわりによって生まれる様相、音楽の構成や展開の様相などを学習することによって、音楽に対する理解を一層深めることが重要となる。

③ 音楽によって喚起されるイメージや感情

音楽を形づくっている要素や構造の働きは、その音楽固有の表情、雰囲気、気分や味わいを醸し出す。これが曲想であり、一人一人が自己のイメージや感情を伴って、音楽との相互作用の中で感じ取ることになる。したがって、音楽に聴き入っている時には、音楽を形づくっている要素や要素同士の有機的な関連、構造の働きを感じ取ると同時に、それによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を味わっていることになる。

我が国や諸外国の様々な音楽を鑑賞し、音楽を形づくっている要素や構造の働きから生み出される曲想を感じ取って聴き、その音楽によって喚起されるイメージや感情を意識することが大切である。特に幅広く主体的に鑑賞することによって、自分の中に新しいイメージや感情が生まれることを意識したり、それを確認したりすることが重要となる。例えば異なる時代や地域の人々によってつくられた音楽を鑑賞し、自己のイメージや感情が喚起されることは、多様な音楽に対する解釈や理解を深めることになる。そのことにより異なる時代や地域の人々の思いと自己の思いとのつながりを意識することができるようになるのである。

④ 音楽の鑑賞における批評

音楽の鑑賞は、音楽を聴いてそれを享受する意味から受動的な行為ととらえられることがある。しかし、音楽科における鑑賞の学習は、音楽によって喚起されたイメージや感情などを、自分なりに言葉で言い表したり書き表したりする主体的・能動的な活動によって成立する。

音楽のよさや美しさなどについて、言葉で表現し他者に伝えることが音楽科における批評である。このように自分の考えなどを表現することは、本来、生徒にとって楽しいものと言える。ただし、それが他者に理解されるためには、客観的な理由を基にして、自分にとってどのような価値があるのかといった評価をすることが重要となる。ここに学習として大切な意味がある。根拠をもって批評をすることは創造的な行為であり、それは、漠然と感想を述べたり単なる感想文を書いたりすることとは異なる活動である。

このような学習は、音楽文化に対する理解を深めていくとともに、生徒が自らの感性を豊かに働かせて、その音楽のよさや美しさなどを一層深く味わって聴くことにつながっていく。

⑤ 音楽の背景となる風土や文化・歴史など

前記①から④の背景となるものが、人間の生活の基盤である風土や文化・歴史、伝統といった環境であり、音楽はそれらの影響を受けて成立し、様々な特徴をもつことになる。また、歌舞伎、能楽、オペラ、バレエなどの総合芸術のように、演劇的要素、舞踊的要素、美術的要素などのかかわりから成立しているものもある。音楽とその背景とのかかわりなどに目を向けることは、音楽をより深く聴き味わうことに結びついていく。

このような観点から、我が国や郷土の伝統音楽、アジア地域の諸民族の音楽を含む諸外国の様々な音楽など多様な音楽に触れることは、人間の生活と音楽とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことになる。また、様々な音楽文化に触れ、その多様性を感じ取ったり理解したりすることは、音楽に対する価値観や視野の拡大を図ることになる。そして、それぞれの音楽のもつ固有性や

多くの音楽に共通する普遍性などを知り，自己の音楽の世界を広げていくことは，自分にとって真に価値ある音楽を見いだす契機となる。

以上に述べた五つの観点による指導内容を具体化するために，次のように事項を示している。

アは音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわり，説明や批評，音楽のよさや美しさを味わうこと，イは音楽の特徴と文化・歴史や他の芸術との関連，ウは音楽の多様性を示し，それぞれ鑑賞することとしている。

さらに，上記の内容をより効果的に指導するために，取り扱う教材の範囲や観点を示している。

(3) 〔共通事項〕の内容

〔共通事項〕の学習は，音楽がどのように形づくられているかについて，要素や要素同士の関連からとらえること，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を受感すること，音楽を形づくっている要素や働きを表す用語や記号などについて音楽活動を通して理解すること，これらが一連のものとして行われることが大切である。

このような学習を行うための〔共通事項〕の指導内容は，次の三つの観点からとらえられる。

① 音楽の構造の原理

音楽の素材となる音は，長さ，高さ，強さ，音色など様々な性質をもっている。

音は，一音だけでも音楽と成り得るが，基本的には，音と音との関係の中で意味をもち音楽となる。音と音とのかかわり方により，音楽は多様な様相を示す。

音と音との時間的な関係の中でリズムや速度が生ずる。音の長短，強弱，有音と無音などが時間的に配分されたり組織化されたりすることにより，一定のパターンや間^まなどが生まれる。言葉や息，身体の動きが影響することもある。

異なる音高や音価などを連ねると旋律となる。音の連なり方や装飾のされ方により，多様な形の旋律ができる。旋律の構成音を高さの順に並べると音階が認識される。

音と音とが同じ時間軸上で垂直的にかかわったり，時間の流れの中で水平的にかか

わったりして、織物の縦糸と横糸のような様相で様々な音の織り合わせの状態が生まれる。これをテクスチャという。

音量の変化は強弱に関係してくる。強弱は、強さや弱さ、その変化などを相対的に感じさせるものであり、音色ともかかわってくる。また、音量は小さいけれども強さを感じさせる音もある。

そして、旋律やリズムが反復、変化したり、あるいは対照的なものと組み合わせたりして、音楽としてのまとまりのある形が生み出される。楽曲形式は、この形が一般化されたものである。

また、反復、変化、対照などの音楽を構成する原理においては、多様な音楽に共通するものや、時代や民族などによって様々な特徴をもつものがある。

音楽は、これらの要素によって形づくられており、それぞれの要素は有機的に関連し合っている。音楽をとらえるためには、このような音楽の構造の原理に注目することが必要となってくる。

〔共通事項〕では、音楽を形づくっている要素として音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などを示し、要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ受することを、すべての音楽活動を支えるものとして位置付けている。これらの要素は、音、音と音との時間的な関係、連なりや織り合わせ、音量の変化、音楽の組み立て方といった大きなくくりによって整理したものである。

なお、従前は要素の一つに「和声を含む音と音とのかかわり合い」を示していたが、今回の改訂で「テクスチャ」とした。「和声を含む音と音とのかかわり合い」と「テクスチャ」は同じ趣旨のものである。小学校の音楽科における「音楽の縦と横の関係」の学習の上に立ち、我が国及び諸外国の音楽に見られる様々な音と音とのかかわり合いを意識してとらえることを一層重視している。

また、従前は反復、変化、対照などの音楽を構成する原理の学習を「形式」の中に入れていた。しかしながら、リズムや旋律が反復したり変化したりすることなどによって、まとまりのある音楽が形づくられていることを意識してとらえることは音楽の理解を深める上で重要である。今回の改訂では、小学校の音楽科における反復、問い

と答え、変化などの学習との系統性を図る観点からも、音楽を形づくっている要素の一つとして「構成」を示した。

② 音楽的な感受

音楽的な感受とは、音楽の要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ受けることである。「この楽器の音色は、日本的だ」、「この旋律には、あたたかさを感じる」などといった受け止めである。この場合、対象のもつ質的な内容として、特質や雰囲気を感じ受けている。

音楽科の学習においては、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連に着目し、それを窓口として音や音楽の一刻一刻を知覚し、それらが醸し出す特質や雰囲気を感じ受けることに大切な意味がある。「クラリネットによる第2主題は、まるやかな感じがする」といった場合、音色に着目し、様々な楽器の中からクラリネットの音を知覚するとともに、形式に着目し、第1主題とは異なった雰囲気の旋律を知覚し、音色と旋律の関連が生み出す質感について、まるやかな感じと感受している。このほかにも「軽やかになったのは、音が高くなり速度も速くなったから」、「踊り出したくなるような和太鼓の音楽だと感じるのは、ドンドコ ドンドコというリズムと独特な音色が関連しているから」といった受け止めが考えられる。

したがって、ある旋律に対して生徒が「軽快だ」と感じた場合、その根拠を旋律の様相に求めたり、逆に急上昇する旋律に対して、どのように感じるかという問いを設定したりすることなどが考えられる。このように、要素や要素同士の関連がどのようなになっているかを知覚することと、どのような感じがしたのかといった感受の内容とを常にかかわらせて音楽に向き合うことが大切である。

③ 音楽を共有する方法

音を媒体としたコミュニケーションが音楽の本質と言える。音楽は実際に鳴り響く音そのものがすべてを表しており、演奏が終了すると、その音楽は事実上、音響として存在しなくなる。こうした音や音楽の世界を他者と伝え合い、共有する方法の一つ

として、音楽に関する用語や記号などが様々に工夫され用いられてきた。

適切な用語や記号などを用いて音楽の内容について解釈や説明をしたり、五線譜のような楽譜を書いて表したりそれを読み解いたりすることは、音楽を他者と共有するための基盤となり、結果として、一人一人の音楽に対する理解を深めていく。

このような観点から、歌唱や器楽の活動では楽譜から作曲者の意図を読み取って仲間と一緒に表現を工夫すること、創作の活動では表現したい内容を記譜したりイメージなどを適切な用語を用いて伝え合ったりすること、鑑賞の活動では音楽のよさや美しさなどについて音楽に関する用語などを用いて言葉で説明したり、それを基に話し合ったりすることなどの学習が意味をもつ。

音楽に関する用語や記号などを理解し用いることは、音楽についての解釈などを他者と共有し伝え合うとともに、一人一人の生活において、生涯にわたって音楽にかかわっていくことを支え、自らの表現や鑑賞の活動を充実させる。このことは、身の回りや世界に存在する多種多様な音楽に対する理解をうながすこととなり、音楽文化の継承・発展を可能にするものである。

以上に述べた三つの観点による指導内容を具体化するために、次のように事項を示している。

アは音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらが生み出す特質や雰囲気を感じること、イは音楽に関する用語や記号などを音楽活動を通して理解することとしている。

第3章 各学年の目標及び内容

第1節 第1学年の目標と内容

1 目標

- (1) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を養い、音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度を育てる。
- (2) 多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、基礎的な表現の技能を身に付け、創意工夫して表現する能力を育てる。
- (3) 多様な音楽のよさや美しさを味わい、幅広く主体的に鑑賞する能力を育てる。

ここでは、第1学年の目標を示している。

(1)は音楽活動の楽しさを体験すること、音や音楽への興味・関心を養うこと、音楽によって生活を明るく豊かにすることについて示したものであり、情意面に関する目標である。

「音楽活動の楽しさ」とは、音楽の表現や鑑賞の活動に取り組み、イメージや感情が音楽によって喚起されるなどの情動の変化である。仲間と一緒に歌ったり楽器を演奏したり音楽を聴いたりする時に楽しさを感じることもある。さらに、今まで知らなかった曲種や楽曲に出会ったり、自分の演奏が聴き手に評価されたり、あるいは、音楽に対する感じ方が人によって多様であることを認識したりした時などにも一層の楽しさを感じることもある。

音楽科では、例えば、生徒が自分なりのイメージや表現意図をもって音楽で表したり、音楽を形づくっている要素や構造と曲想とをかかわらせて味わって聴いたりすることによって、より深まった音楽活動の楽しさを体験できるようにすることが大切である。

「音や音楽への興味・関心を養い」とは、音や音楽とのかかわりを通して、自分にとってそれらがどのような意味をもつものなのかを考え、興味・関心を導くことである。そのためには、まず、生徒一人一人があたたかさ、やわらかさといった音の質感に注目することが大切であり、このことが音楽のよさや美しさなどを感じ取ることに繋がっていく。また、表現意図をもって奏でられた音とそうでない音との違い、音と音とが連なってあるまとまりをもって音楽が形づくられること、さらには、音楽の構造を知り、それが自分にもたらすイメージや感情を意識することが、音や音楽が自分にとってどのような意味をもつものかを考える上で重要である。こうした活動が、表現や鑑賞への更なる興味・関心へと発展していく。

「音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度」とは、音楽を生活の中に取り入れ、明るく豊かな生活を送ることを目指す態度のことである。この態度は、音楽活動の楽しさを体験し、音や音楽への興味・関心を養うことによって育てられるものであり、この学年目標(1)を総括するものである。

(2)は多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取ること、基礎的な表現の技能を身に付けること、創意工夫して表現することについて示したものであり、表現に関する目標である。

今回の改訂で「音楽表現」に「多様な」を加えたのは、我が国及び諸外国の様々な音楽における表現が多様であることに気付き、表現活動を通じて共通性や固有性などを感じ取ることが重視したからである。

「音楽表現の豊かさや美しさを感じ取」ることは、音楽に対する感性をはぐくむことへつながっている。指導に当たっては、音楽の豊かさや美しさというものは一様に価値付けられるものではないことに留意しなければならない。すべての生徒が同じように豊かさや美しさを感じるものではなく、ある生徒が感じる美しさと別の生徒が感じる美しさは異なった質のものである。つまり、生徒一人一人が感じ取った豊かさや美しさは、その生徒がその音楽とのかかわりから導き出したものと言える。

したがって、教師のもつ価値観などをそのまま生徒に感じ取らせようとするのではなく、生徒自らが感じたり発見したりしたことを尊重し、そのことをよりよい表現に

結び付けていくように指導することが大切である。

「基礎的な表現の技能」とは、音楽表現の豊かさや美しさを感じ取って表現するための基礎となる技能であり、発声の仕方や楽器の奏法、音楽をつくる技能などにとらえられる。これらの指導においては、表現したいイメージをもつこととかがかわらせて指導することが重要である。

「創意工夫して表現する能力」とは、音や音楽に対するイメージを膨らませ自分なりの意図をもち試行錯誤して表現する能力である。例えば、ある音や音楽に対して、自分の思いや意図に合う音色やフレーズで表現できるように試したり、発声や奏法などを工夫したりしてよりよい表現を目指していく。自分なりのイメージや表現意図を表すための技能を身に付けていくことと、創意工夫して表現することとを一体的に育てていくことが大切である。

なお、従前は「創造的に表現する」としていたが、今回の改訂で「創意工夫して表現する」とした。このことによって、生徒が自己の表現意図を曲想とかがかわらせるなどして、試行錯誤をしながら創意工夫して表現する音楽活動の過程に、創造性をはぐくむ重要な学習があることを明確にした。

(3)は多様な音楽のよさや美しさを味わうこと、幅広く主体的に鑑賞することについて示したものであり、鑑賞に関する目標である。

「多様な音楽」とは、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽を示すものである。音楽は、世界の様々な地域に生きる人々の生活とかがわりながら、それぞれがはぐくまれてきたことなどに気付き、多様な音楽に興味・関心をもつことが大切である。

「音楽のよさや美しさを味わう」ことは、その音楽の内容を価値あるものとして自らの感性によって確認する主体的な行為であり、音楽に対して自分なりの意味を見いだすことにつながっていくものである。

従前は「幅広く鑑賞する能力」としていたが、今回の改訂で「幅広く主体的に鑑賞する能力」とした。「幅広く」鑑賞するとは、多様な音楽を取り上げて、音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取り、音楽の特徴をその背景となる

風土や文化・歴史と関連付けるなどして鑑賞することを意味している。さらに、「主体的に」を加え、鑑賞した音楽について言葉で説明するなどの主体的・能動的な鑑賞活動を一層重視した。幅広く主体的に鑑賞する能力を育成することは、多様な音楽の特徴をとらえ音楽文化に対する理解を深め、音楽を尊重する態度を育てることにつながっていくものである。

2 内 容

(1) A 表 現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。

第1学年の歌唱の活動では、〔共通事項〕との関連を図りながら、歌詞の内容や曲想を感じ取り表現を工夫して歌う能力、曲種に応じた発声で言葉の特性を生かして歌う能力、声部の役割や全体の響きを感じ取り表現を工夫しながら合わせて歌う能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

ア 歌詞の内容や曲想を感じ取り、表現を工夫して歌うこと。

この事項は、歌詞の内容が表す情景、心情などや曲想を感じ取ることによって自己のイメージや感情を広げ、表現したい思いや意図をもって表現を工夫して歌う能力を育てることをねらいとしている。

歌詞の内容には、歌詞の言葉の意味、歌詞が表す情景や心情、歌詞の成立の背景なども含まれる。「歌詞の内容を感じ取」とは、歌詞の内容に共感したりそれが表す情景に思いを馳せたりすることである。また、歌詞を音楽で表現することによって、

生徒が歌詞の内容に一層の関心をもったり、歌詞と音楽とが様々に影響し合っただけで楽曲としての表現が生み出されることに気付いたりすることになる。

「曲想」とは、その音楽固有の表情や味わいなどのことである。歌唱曲では、歌詞も曲想にかかわる重要な要素の一つとしてとらえる必要がある。「曲想を感じ取る」ことは、音楽を形づくっている要素や構造の働きをとらえることが基になる。例えば、音楽を聴いて「この曲は優しい感じがする」などと直感的に感じ取った際に、さらに、強弱や旋律に着目して「この曲が優しい感じがすると思ったのは、弱めの音でなめらかな旋律を歌っているからだ」などと音楽の構造とのかかわりにおいて再度とらえ直していく。このことによって、生徒の感じ取った内容が質的に深まっていくようになる。なお、感じ取った内容を更に深めていくという観点から、歌詞や楽曲の成立背景、作詞者や作曲者についても、必要に応じて学習することが望まれる。

「表現を工夫して歌う」とは、表現したい思いや意図をもち、要素の働かせ方を試行錯誤し、よりよい表現を見いだして歌うことである。例えば、「この部分はトンネルの出口から一気に外に出るような感じで歌いたい」と思った場合、速度や強弱の変化をどのように工夫するかを考えたり、そのように歌うための呼吸法など身体の使い方をどのようにすればよいかといった技能の習得を図ったりするような活動が考えられる。

曲想を感じ取る活動と、表現を工夫して歌う活動とは表裏一体の関係にあり、これらの活動を繰り返していくことにより、曲想の感じ取り方が徐々に深まり表現の質も高まっていく。

楽譜に記されている用語や記号についても、単に *ff* (フォルティッシモ) が付いているからとても強く歌うというのではなく、なぜその部分に記号が付けられたのかを考えたり、どの程度の音量、どのような音色で、どのように言葉を発音しながら歌ったらよいかを実際に試したりする活動も大切となる。

このように、教師の適切な指導によって、生徒が表現したい思いや意図をもち、それを歌唱で表現できるようにすることが大切である。

イ 曲種に応じた発声により，言葉の特性を生かして歌うこと。

この事項は，楽曲の特徴を表現するために，曲種に応じた発声により，言葉の特性を生かして歌う能力を育てることをねらいとしている。

ここでいう「曲種」とは音楽の種類のことである。音楽科で扱う歌唱教材は，民謡，^{ながうた}長唄などの我が国の伝統的な歌唱を含む我が国や諸外国の様々な音楽であり，それぞれ独特の表情や味わい，文化的背景などをもっている。「曲種に応じた発声」とは，それぞれの楽曲の特徴を表現することができるような発声のことである。

例えば，話し言葉やわらべうたに見られる日本人が自然にもつ声の出し方の特徴を感じ取り，郷土に伝わる民謡を歌唱する活動につなげていくことが考えられる。その際，教師が発声の方法を教えるだけでなく，どのような音色，どのような身体の使い方などによって声の特徴が表現できるのかについて生徒自らが気付くように指導することが大切である。さらに，それを基にして，ナポリ民謡などの諸外国の音楽における発声の特徴と比較する学習を通して，曲種に応じた発声が多様であることを実感できるような広がりのある展開が考えられる。

また，従前は「言葉の表現に気を付けて歌う」としていたが，言葉と音楽との関係を一層重視する観点から，今回の改訂で「言葉の特性を生かして歌う」とした。「言葉の特性」には，言葉の抑揚，アクセント，リズム，子音・母音の扱い，言語のもつ音質，語感などがあげられる。生徒自らがこれらを生かして歌うための工夫をすることが大切である。

我が国や諸外国の多くの歌唱曲は，言葉の特性と音楽とが関係し合って形づくられている。例えば，言葉と旋律やリズムとの関係に着目して郷土に伝わる民謡を聴き，その民謡の特徴を表すため，言葉の発音，節回しなどを工夫することが考えられる。

なお，この事項の学習は，対象とする音楽について，本来の持ち味がよりの確に表現できるように創意工夫して歌うことが重要であり，何通りもの発声方法を身に付けることがねらいではないことに留意する必要がある。

ウ 声部の役割や全体の響きを感じ取り，表現を工夫しながら合わせて歌うこと。

この事項は，音楽の構造におけるそれぞれの声部の役割，声部同士がかかわることで生み出される全体の響きを感じ取り，表現を工夫しながら合わせて歌う能力を育てることをねらいとしている。

「声部の役割」とは，それぞれの声部が音楽の構造においてどのような役割をもっているかということであり，「全体の響き」とは，いくつかの声部がかかわり合って生み出される総合的な響きのことである。

従前は「合唱する」としていたが，今回の改訂で「合わせて歌う」とした。これは，生徒同士が各声部の役割を大切にして，表現を工夫しながら合わせて歌うことに学習のねらいがあることを明確にしたものである。この事項における歌唱教材は，西洋音楽的な合唱のみならず，我が国や郷土の伝統音楽を含む多様な曲種を取り扱うことが考えられる。

声部は和声的，対位法的な意味に限定されるものではない。例えば合唱では，歌声の各声部だけでなく，伴奏も役割をもった声部の一つである。民謡におけるかけ声やはや囃しことばなども，調子を整えたり曲全体の構成を整えたりするための声部である。

第1学年では，要素の働きから「声部の役割や全体の響き」を生徒自身が感じ取って表現を工夫することを目指す。声部の役割や全体の響きを感じ取るには，例えば，テクスチャや強弱に着目し，ある声部の音量を変化させて，その声部の機能や効果について感じ取る活動を行うことが考えられる。また，声部を一つずつ重ねてみたり，ある声部を除いてみたりすることで，全体の響きや表情が豊かになったり変化したりすることを感じ取る活動を行うことが考えられる。

このような活動を通して，「この声部はもう少し柔らかい音色で歌った方がよい」，「この声部はもっと明確なリズムで歌った方がよい」などの表現の工夫が生まれてくるのである。その際，教師の適切な指導によって，生徒の表現したい思いや意図を生かした，曲種に合った表現の工夫を見いだしていくようにする必要がある。

なお、我が国の伝統音楽では、楽器と合わせて歌うことも多いので、(2)器楽のウと関連させることが考えられる。この場合、例えば、唄^{うた}、箏^{そう}、三味線、囃子^{はやし}などをそれぞれ声部としてとらえ、曲にふさわしい表現を工夫することが大切である。

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を指導する。

第1学年の器楽の活動では、〔共通事項〕との関連を図りながら、曲想を感じ取り表現を工夫して演奏する能力、楽器の特徴をとらえ基礎的な奏法を身に付けて演奏する能力、声部の役割や全体の響きを感じ取り表現を工夫しながら合わせて演奏する能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

ア 曲想を感じ取り、表現を工夫して演奏すること。

この事項は、曲想を感じ取ることによって自己のイメージや感情を広げ、表現したい思いや意図をもって表現を工夫して演奏する能力を育てることをねらいとしている。今回の改訂では、(1)歌唱のアに相当する器楽の指導内容として新たに設けたものである。

「曲想」とは、その音楽固有の表情や味わいなどのことである。「曲想を感じ取ることは、音楽を形づくっている要素や構造の働きをとらえることが基になる。例えば、音楽を聴いて「この曲は生き生きとした感じがする」などと直感的に感じ取った際に、さらに、音色やリズムに着目して「高音域の楽器の音色や打楽器による躍動的なリズムなどが、この曲に生き生きとした感じをもたらしている」などと音楽の構造とのかかわりにおいて再度とらえ直していく。このことによって、生徒の感じ取った内容が質的に深まっていくようにする。なお、感じ取った内容を更に深めていくという観点から、作曲者や楽曲の成立背景についても、必要に応じて学習することが望まれる。

「表現を工夫して演奏する」とは、表現したい思いや意図をもち、要素の働かせ方を試行錯誤し、よりよい表現を見いだして演奏することである。例えば、リコーダーを演奏する場合、音色、旋律、リズムなどの要素の関連や構造から曲想を感じ取り、ふさわしい音色やフレーズ感を求めながら、タンギングや息づかいを工夫する活動が考えられる。

曲想を感じ取る活動と、表現を工夫して演奏する活動とは表裏一体の関係にあり、これらの活動を繰り返していくことにより、曲想の感じ取り方が徐々に深まり表現の質も高まっていく。

楽譜に記されている用語や記号についても、単に *pp*（ピアノッシモ）が付いているからとても弱い音で奏するというのではなく、なぜその部分に記号が付けられたのかを考えたり、どの程度の音量、どのような音色、どのような発音で演奏すればよいかを実際に演奏して試したりする活動も大切となる。

このように、教師の適切な指導によって、生徒が表現したい思いや意図をもち、それを器楽で表現できるようにすることが大切である。

イ 楽器の特徴をとらえ、基礎的な奏法を身に付けて演奏すること。

この事項は、楽器の特徴をとらえ、基礎的な奏法を身に付けて演奏する能力を育てることをねらいとしている。

「楽器の特徴をとらえ」とは、楽器の構造や奏法を知り、その楽器固有の音色や響き、よさなどをとらえることである。器楽の表現においては、特定の楽器を用いて専門的な奏法を身に付けさせることにねらいがあるわけではない。特に第1学年では、学校や生徒の実態に即しながら、必要に応じて様々な種類の楽器を用いることで、楽器の音を音楽の素材としてとらえ、その楽器の音でしか表せない表現を体験させることによって、音楽表現の豊かさや美しさに気付かせることが考えられる。

また、その楽器がどのような曲種で用いられてきたかということや、その楽器を生み出した風土や文化・歴史などについて学習することは、楽器の特徴をとらえる上で

効果的である。

「基礎的な奏法」とは、対象となる教材曲の表現に必要なとされる楽器の初歩的な演奏方法のことである。第1学年における器楽の表現では、楽器の音の特性をよく知り、自分なりのイメージを表現しようとするのが大切である。したがって、生徒が曲想を感じ取り、楽器の音や奏法の特徴を基に意欲をもって表現しようとする態度を養う中で、基礎的な奏法の指導をすることが必要である。

ウ 声部の役割や全体の響きを感じ取り、表現を工夫しながら合わせて演奏すること。

この事項は、音楽の構造におけるそれぞれの声部の役割、声部同士がかかわることで生み出される全体の響きを感じ取り、表現を工夫しながら合わせて演奏する能力を育てることをねらいとしている。

「声部の役割」とは、それぞれの声部が音楽の構造においてどのような役割をもっているかということであり、「全体の響き」とは、いくつかの声部がかかわり合って生み出される総体的な響きのことである。

従前は「合奏する」としていたが、今回の改訂で「合わせて演奏する」とした。これは、生徒同士が各声部の役割を大切にして、表現を工夫しながら合わせて演奏することに学習のねらいがあることを明確にしたものである。

音楽における声部のかかわり方は多様であり、和声的、対位法的な意味に限定されるものではない。例えば雅楽では、吹き物、弾き物、打ち物の各楽器をそれぞれ声部としてとらえることができる。そして、各声部が合わさって生み出される総体的な音の響きは、曲種や楽曲によって多様である。

第1学年では、要素の働きから「声部の役割や全体の響き」を生徒自身が感じ取って表現を工夫することを目指す。声部の役割や全体の響きを感じ取るには、例えば、テクスチャや強弱に着目し、ある声部の音量を変化させて、その声部の機能や効果について感じ取る活動を行うことが考えられる。また、声部を一つずつ重ねてみたり、

ある声部を除いてみたりすることで、全体の響きや表情が豊かになったり変化したりすることを感じ取る活動を行うことが考えられる。

このような活動を通して、担当する声部にふさわしい表現について、全体の響きとの関係から意識して工夫することができるようになる。その際、教師の適切な指導によって各楽器の特徴を大切にするとともに、生徒の表現したい思いや意図を生かした表現の工夫を見いだしていくようにする必要がある。

なお、我が国の伝統音楽では、歌唱と合わせて演奏することも多いので、(1)歌唱のウと関連させることが考えられる。この場合、例えば、唄^{うた}、箏^{そう}、三味線、囃子^{はやし}などをそれぞれ声部としてとらえ、曲にふさわしい表現を工夫することが大切である。

(3) 創作の活動を通して、次の事項を指導する。

第1学年の創作の活動では、〔共通事項〕との関連を図りながら、言葉や音階などの特徴を感じ取り表現を工夫して簡単な旋律をつくる能力、音素材の特徴を感じ取り反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくる能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

ア 言葉や音階などの特徴を感じ取り、表現を工夫して簡単な旋律をつくること。

この事項は、言葉や音階などの特徴を感じ取り、自己のイメージと音楽を形づくっている要素とをかかわらせながら、表現を工夫して簡単な旋律をつくる能力を育てることをねらいとしている。

「言葉や音階などの特徴」は、旋律をつくるための手掛かりとして示したものである。言葉の特徴には、抑揚、アクセント、リズムなど、音階の特徴には、音階の構成音によって生み出される独特な雰囲気などがあげられる。生徒は、手掛かりになりそ

うな言葉を繰り返し発音したり、ある音階の構成音を実際に鳴らしたりしながら特徴を感じ取り、それらを基にしてどのような旋律をつくるのかを考えることが大切となる。

「表現を工夫して簡単な旋律をつくる」ためには、自己のイメージと音楽を形づくっている要素とをかかわらせながら、音のつながり方を試行錯誤して旋律をつくっていくことが重要である。例えば、感じ取った言葉の抑揚やアクセントなどを手掛かりに旋律の音高を工夫したり、感じ取った言葉のもつリズムを手掛かりに旋律のリズムを工夫したりして、簡単な旋律をつくることが考えられる。その際、用いる音を限定するなど、生徒が容易に音のつながり方を試すことができるようにすることも大切である。また、我が国の伝統音楽に使われている音階の雰囲気を感じ取り、楽器の音色や奏法の特徴とをかかわらせながら楽器のための簡単な旋律をつくることが考えられる。

なお、旋律をつくる手掛かりとして、ひらちょうし平調子の特徴を感じ取ってそう箏のための旋律をつくったり、既存の旋律の特徴を感じ取ってそれを基にして変奏するようにつくったりすることなども考えられる。

指導に当たっては、小学校の音楽科における「音楽づくり」の学習の経験など生徒の実態に応じた学習過程を工夫し、生徒が創作する楽しさや喜びを実感できるようにすることが重要である。また、声や楽器による旋律づくりの際には、ふさわしい声域や楽器の音域、音色、奏法などに留意することも大切である。

イ 表現したいイメージをもち、音素材の特徴を感じ取り、反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくること。

この事項は、表現したいイメージ、音楽の素材としての音の特徴、反復、変化、対照などの音楽を構成する原理をかかわらせながら、音楽をつくる能力を育てることをねらいとしている。

「表現したいイメージをもち」については、創作活動において、生徒が自己の内面

に生じたイメージをもちながら学習を展開することの重要性を示している。

この事項の創作活動は、特定の音楽様式に必ずしも限定されないことから、特に、創作活動の源となるイメージをもつことが大切になる。その際、鳴らした音を聴くことによって、イメージが形成されたりイメージ自体が変化し発展したりしていくことがある。また、「夕焼けの空の色がだんだん変わっていく」、「砂浜で静かな波が寄せては返している」のように言葉で表してみることによって、イメージを膨らませることも考えられる。

創作で用いる「音素材」としては、声や楽器の音のほか、自然界や日常生活の中で聴くことができる様々な音が含まれる。音素材の選択に当たっては、生徒が実際に音を鳴らしながら奏し方を様々な工夫するなどして、イメージを膨らませて音の質感を感じ取ることが大切である。例えば「あたたかで柔らかな感じ」を表現したいときには、マリンバやシロフォンなどの楽器、マレットの種類による音色の違いを実際に音を鳴らすことによって知覚し、それらが生み出す特質や雰囲気を感じ取り、用いる音素材を決めていくことが考えられる。このように音の質感を感じ取る活動は、人の声や楽器の音のみならず、自然音や環境音など様々な音への関心を高めることにもつながっていく。

「反復、変化、対照など」とは、音を音楽へと構成するための原理を例示したものである。例えば、ある短い旋律やリズム・パターンを反復、変化させながら、ある程度の長さをもった音楽をつくっていくことが考えられる。反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくることは、ある決められた楽曲形式に基づく音楽をつくることとは異なり、音楽を構成する原理を体験的に学習することとなる。

この事項は、生徒が、音素材の特徴と音楽の構成に直接向き合うこととなるので、実際に形として表れる音楽表現の完成度を追求するだけでなく、活動の過程ではぐくまれる能力に目を向けた指導を行うことが重要である。

指導に当たっては、生徒が自己のイメージを膨らませながら、音素材を探ったり音を音楽へと構成したりすることを通して、創作することの楽しさや喜びを実感できるようにすることが求められる。また、小学校の音楽科における「音楽づくり」の学習の経験など生徒の実態を把握しておくことが大切である。なお、音のつなげ方などの

工夫や表現意図を生徒同士が話し合うなどのグループによる創作活動を行うことも効果的である。

(4) 表現教材は、次に示すものを取り扱う。

ここでは、第1学年で取り扱う表現教材の範囲や観点を示している。

ア 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切で、生徒にとって平易で親しみのもてるものであること。

この事項は、表現教材について、我が国及び諸外国の様々な音楽の中から、指導のねらいに適切で、生徒にとって平易で親しみのもてるものを選択することを示している。

「我が国及び諸外国の様々な音楽」は、我が国及び諸外国の芸術音楽、民俗音楽、ポピュラー音楽など幅広くとらえることが大切である。これらの音楽は、過去から現在に至るまでの人々の暮らし、地域の風土や文化・歴史などの影響を受け、社会の変化や文化の発展とともに生まれ、はぐくまれてきた。

表現活動を通して、特定の地域や時代に偏ることなく様々な音楽にかかわることは、生徒自身の音楽的視野を広げるとともに、多様な音楽文化についての理解を深めることにもつながっていく。

また、指導のねらいを実現するために適切な教材を選択することは、生徒が活動の見通しをもつとともに、関心や意欲をもって学習に取り組む上で極めて重要である。その際、表現する喜びや充実感を味わうことのできる平易で親しみのもてるものを選択することが大切である。

イ 歌唱教材には、次の観点から取り上げたものを含めること。

この事項では、歌唱教材の選択に当たって、(ア)及び(イ)の二つの観点から取り上げた歌唱教材を含めることを示している。

(ア) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの

ここでは、我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえる楽曲を、歌唱教材として選択することを示している。

「我が国で長く歌われ親しまれている歌曲」とは、我が国で長い年月にわたって歌い継がれ、広く親しまれている歌曲のことである。

「我が国の自然や四季の美しさ」を歌った歌唱教材を扱うことによって、生徒が豊かな自然や四季の美しさへのイメージを膨らませることは、自然や環境に対する関心を導き、それらを尊重する態度を養うことにもつながっていく。

また、我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえる歌唱教材を扱うことによって、生徒は、我が国の文化のよさを味わい、日本語の響きを感じ取ることができる。このことがひいては、我が国の文化を尊重したり、日本語を大切にする態度を養ったりすると考えられる。

このような我が国で長く歌われ親しまれている歌曲を歌唱教材として用いることは、世代を越えて生活の中の様々な場面で音楽を楽しんだり、共有したりする態度を養うことにもつながる。なお、今回の改訂で、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」2(1)のアに示した共通教材の中から、各学年ごとに1曲以上を含めて取り扱うこととした。

(イ) 民謡，^{ながうた}長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち，地域や学校，生徒の実態を考慮して，伝統的な声の特徴を感じ取れるもの

ここでは，民謡，^{ながうた}長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち，地域や学校，生徒の実態を考慮して，伝統的な声の特徴が感じられる歌唱教材を選択することを示している。

「我が国の伝統的な歌唱」とは，我が国の各地域で歌い継がれている仕事歌や盆踊り歌などの民謡，歌舞伎における^{ながうた}長唄，能楽における謡曲，文楽における義太夫節，三味線や^{そう}箏などの楽器を伴う^{そう}地歌・^{そう}箏曲など，我が国や郷土の伝統音楽における歌唱を意味している。

教材の選択に当たっては，これらの民謡や^{ながうた}長唄などの伝統的な歌唱のうち，地域や学校，生徒の実態を考慮して，伝統的な声の特徴を感じ取れるものを選択していくことになる。「伝統的な声の特徴」には，例えば，発声の仕方や声の音色，コブシ，節回し，母音を延ばす^{うみじ}産字などがあげられる。生徒が実際に歌う体験を通して，伝統的な声の特徴を感じ取ることができるよう，地域や生徒の実態等を十分に考慮して適切な教材を選択することが重要である。

指導に当たっては，例えば，伝統的な声の「音色」や装飾的な節回しなどの「旋律」の特徴に焦点を当てて比較して聴いてみたり実際に声を出してみたりして，これらの特徴を生徒一人一人が感じ取り，伝統的な歌唱における声の特徴に興味・関心をもつことができるように工夫することが大切である。その際，視聴覚機器などを有効に活用したり，地域の指導者や演奏家とのティーム・ティーチングを行ったりすることも考えられる。

こうした学習活動を展開することにより，生徒は，自分たちの生活に根ざした民謡のよさに気付いたり，^{ながうた}長唄などの我が国の伝統的な声のよさを感じ取ったりすることができるとともに，我が国の音楽文化に対する理解を深めることにつながっていく。

(2) B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

第1学年の鑑賞の活動では、〔共通事項〕との関連を図りながら、音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取って聴き言葉で説明するなどして味わう能力、音楽の特徴を文化・歴史や他の芸術などと関連付けて鑑賞する能力、我が国や郷土の伝統音楽及びアジアの諸民族の音楽の特徴から音楽の多様性を感じ取り鑑賞する能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取って聴き、言葉で説明するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと。

この事項は、音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取って聴き、それを言葉で説明するなどして、音楽のよさや美しさを味わう能力を育てることをねらいとしている。

「構造」とは、音楽を形づくっている要素そのものや要素同士のかかわり方及び全体がどのように成り立っているかなど、音や要素の表れ方や関係性、音楽の構成や展開の有り様などである。また、「曲想」とは、音楽を形づくっている要素や構造の働きから生み出される、その音楽固有の表情や味わいなどのことである。

鑑賞の活動では、要素や構造がどのようになっているのかを聴いてとらえることが大切である。また、要素や構造によって生み出される曲想を感じ取ることも大切である。したがって、要素や構造の働きと、それらによって生み出される曲想とのかかわりを感じ取って聴く活動が重要となり、このような学習を深めていくことが、楽曲をより主体的に聴き味わうことにつながっていく。

今回の改訂では、言葉で説明する活動を重視した。「言葉で説明する」とは、音楽を形づくっている要素や構造などを理由としてあげながら音楽のよさや美しさなどに

ついて述べることである。その際、対象となる音楽が、自分にとってどのような価値があるのかを明らかにすることが重要となる。

音楽について言葉で表すことは、生徒にとって、音楽によって喚起されたイメージや感情を意識し、確認することになる。また、その過程で音楽に対する感性が豊かに働くのである。そのためには、生徒が、音楽に関する用語やその意味などを音楽活動を通して知り、音楽に関する用語などを適切に用いて表現することができるように指導をすることが大切である。

「音楽のよさや美しさを味わう」とは、例えば、表層的に快い、きれいだといったことにとどまることなく、その音楽の内容を価値あるものとして自らの感性によって確認する主体的な行為のことである。

さらに、自ら感じたことや自分なりに解釈したことを基に話し合う場面を設定することによって、他者の感じ方や解釈も参考にして、より深く音楽を鑑賞することが考えられる。

イ 音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて、鑑賞すること。

この事項は、音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて、鑑賞する能力を育てることをねらいとしている。

今回の改訂では、従前の「音楽をその背景となる文化・歴史などとかかわらせて聴くこと」の趣旨を踏襲しつつ、「音楽」を「音楽の特徴」に、「文化・歴史など」を「文化・歴史や他の芸術」に、「聴くこと」を「鑑賞すること」にした。

音楽は、その音楽の背景となる文化・歴史や他の芸術から直接間接に影響を受けており、それが音楽の特徴となって表れている。また、我が国や諸外国の多くの音楽に、文学、演劇、舞踊、美術などのかかわりが見られることから、第1学年から「他の芸術」との関連も大切にすることとした。このような音楽の背景に目を向けることが、音楽を形づくっている要素や構造、曲想をとらえるために有効となる。

例えば尺八における音色，旋律，多様な奏法など，また，雅楽におけるリズム，速度，テクスチュア，構成などの特徴は，それらを生み出し，はぐくんできた人々や文化的・社会的背景などと切り離して考えることはできない。また，歌舞伎やオペラにおける音楽は，その物語の内容や進行などと一体となって，声や楽器の音色，速度，強弱の変化などが効果的に表現される。

指導に当たっては，事項アと関連させて，生徒の興味・関心を引き出しながら，主体的に鑑賞することができるように工夫することが大切である。

ウ 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴から音楽の多様性を感じ取り，鑑賞すること。

この事項は，我が国や郷土の伝統音楽と，我が国と歴史的・地域的に関係が深いアジア地域の諸民族の音楽を取り扱い，それぞれの音楽の特徴から，音楽の多様性を感じ取って鑑賞する能力を育てることをねらいとしている。

我が国や郷土の伝統音楽は，過去から現在に至るまでの人々の暮らしともかかわりながら大切に受け継がれてきた。その多くが，古くから中国や朝鮮半島などの音楽文化の影響も受けながら独自の発展を遂げ，明治以降の近代化の影響を経て，現在，様々な音楽として存在している。

また，我が国と歴史的・地域的に関係の深いアジア地域の国々にも，様々な音楽が存在しており，そのいずれもがそれぞれの国の音楽文化を支えているものである。

この事項では，音楽の多様性をとらえるために，我が国や郷土の伝統音楽の特徴と，アジア地域の諸民族の音楽の特徴とを比較するなどして取り扱うことになる。また，それぞれの音楽について，歴史的・地域的な背景などのかかわりから知ることの意味あることである。

指導に当たっては，事項アと関連させて，我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽のそれぞれの特徴を比較して聴き，共通点や相違点，あるいはその音楽だけに見られる固有性などから，音楽の多様性を感じ取ることができるようにする

ことが大切である。

(2) 鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切なものを取り扱う。

ここでは、第1学年で取り扱う鑑賞教材の範囲や観点を示している。

今回の改訂では、「我が国や郷土の伝統音楽」を重視した。これは「我が国や郷土の伝統音楽」に対する理解を一層深め、我が国の音楽文化を尊重する態度を養うことをねらいとしているからである。具体的には、雅楽、能楽、琵琶楽、歌舞伎音楽、箏曲、三味線音楽、尺八音楽などや、各地域に伝承されている民謡や民俗芸能における音楽などがあげられる。

これらを含む我が国及び諸外国の様々な音楽は、過去から現在に至るまでの人々の暮らし、それぞれの地域の風土や文化・歴史などの影響を受け、社会の変化や文化の発展とともに生まれ、はぐくまれてきた。それらの中から、生徒の興味・関心、学習の実態などを十分に考慮して「指導のねらいに適切なもの」を選択することが重要である。

(3) 〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の各活動の支えとなるものとして、共通に指導する内容である。したがって、〔共通事項〕の内容を表現や鑑賞の活動と切り離して単独に指導するのではなく、歌唱、器楽、創作、鑑賞の各内容と関連させて適切に指導する必要がある。

ア 音色，リズム，速度，旋律，テクスチャ，強弱，形式，構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ受すること。

この事項は，音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ受する能力を育てることをねらいとしている。

従前では音楽の諸要素について，構成要素と表現要素とに分けて示していたが，今回の改訂ではこれらを整理し，音楽を形づくっている要素として「音色，リズム，速度，旋律，テクスチャ，強弱，形式，構成など」を示した。

ここで言う「知覚」は，聴覚を中心とした感覚器官を通して音や音楽を判別し，意識することであり，「感受」は，音や音楽の特質や雰囲気などを感じ，受け入れることである。本来，知覚と感受は一体的な関係にあると言えるが，音楽科の指導に当たっては，音楽を形づくっている要素のうちどのような要素を知覚したのかということと，その要素の働きによってどのような特質や雰囲気を感じ受したのかということと，それぞれ確認しながら結び付けていくことが重要となる。

また「特質」は，音や音楽がもつ特徴的な性質であり共通に感受されやすく，「雰囲気」は，その時々状況などによって一人一人の中に自然と生まれる気分やイメージなどを包含していると考えられる。

指導に当たっては，我が国及び諸外国の様々な音楽におけるそれぞれの特徴をとらえる窓口として，表現及び鑑賞の各活動と関連させて，これらの要素に関する学習を行うことが大切である。

例えば，リズムに着目して音楽の時間的な進行における音と音との関係をとらえることによって，拍や拍子などについても理解すること，また，旋律に着目して音のつながり方や旋律の構成音をとらえることによって，音階や調などについても理解することが考えられる。

また，速度，リズム，拍などは密接な関係にあり，同様に旋律とテクスチャ，あるいは形式と構成なども音楽の構造において密接な関係にある。

したがって、実際の音楽活動の中でこの事項に示す八つの要素に焦点を当てた指導を行うとともに、それらを窓口にしながら、音楽は様々な要素が有機的に関連し合っ
て形づくられていることに十分配慮して指導する必要がある。

以下はこうした考え方を踏まえ、それぞれの要素に関連する学習の指導例を簡単に
示す。

「音色」に関連する学習では、声や楽器の音色、自然音や環境音、曲種に応じた発
声及び楽器の奏法による様々な音色、それらの組合せや変化などが生み出す響きなど
について指導することが考えられる。

「リズム」に関連する学習では、拍や拍子、リズム・パターンとその反復や変化、
拍節的なリズムや拍節的でないリズム、我が国の伝統音楽に見られる様々なリズム、
間^まなどについて指導することが考えられる。

「速度」に関連する学習では、ふさわしい速度の設定、速度を保ったり様々に変化
させたりすること、緩急の対比、我が国の伝統音楽に見られる序破急などについて指
導することが考えられる。

「旋律」に関連する学習では、音のつながり方、旋律線のもつ方向性、フレーズ、
旋律装飾、旋律が基づくところの音階、調などについて指導することが考えられる。
なお、旋律装飾は、装飾音、コブシ、ポルタメントなど、また、音階は、我が国や諸
外国の音楽に使われている様々な音階を扱うことも考えられる。

「テクスチュア」に関連する学習では、音や旋律の組み合わせ方、和音や和声、多
声的な音楽、我が国の伝統音楽に見られる特徴的なずれなどの様々な音と音とのかか
わり合いなどについて指導することが考えられる。

「強弱」に関連する学習では、ふさわしい強弱の設定、強弱を保ったり様々に変化
させたりすること、強弱の対比、音楽の全体や部分における強弱の変化などについて
指導することが考えられる。なお、物理的な音量は小さいけれども強さを感じさせる
音などを扱うことも考えられる。

「形式」に関連する学習では、二部形式、三部形式、ソナタ形式、我が国や諸外国
の音楽に見られる様々な楽曲形式などについて指導することが考えられる。なお、我
が国の伝統音楽に見られる序破急、音頭一同形式などを扱うことも考えられる。

「構成」に関連する学習では、反復，変化，対照などの音楽を構成する原理などについて指導することが考えられる。なお，我が国の伝統音楽に見られる節や手による旋律型を基にした構成などを扱うことも考えられる。

イ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて，音楽活動を通して理解すること。

この事項は，音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて，音楽活動を通して理解する能力を育てることをねらいとしている。

音楽を形づくっている要素は，事項アに示す音色，リズム，速度，旋律，テクスチャ，強弱，形式，構成などである。また，用語や記号などは，「第3指導計画の作成と内容の取扱い」2の(8)に示すものについても，事項アの各要素と関連付けるなどして適切に取り扱う必要がある。

音楽の表現や鑑賞の各活動において，自己のイメージや思いなどを他者と伝え合ったり，他者がどのようなことを意図しているのかをよく考えて，それに共感したりするためには，音楽に関する用語や記号などを適切に用いることが有効である。指導に当たっては，単に名称などを知るだけでなく，用語や記号などの大切さを生徒が実感できるように配慮する必要がある。

第2節 第2学年及び第3学年の目標と内容

1 目 標

- (1) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を高め、音楽によって生活を明るく豊かなものにし、生涯にわたって音楽に親しんでいく態度を育てる。
- (2) 多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、表現の技能を伸ばし、創意工夫して表現する能力を高める。
- (3) 多様な音楽に対する理解を深め、幅広く主体的に鑑賞する能力を高める。

ここでは、第2学年及び第3学年の目標を示している。

(1)は音楽活動の楽しさを体験すること、音や音楽への興味・関心を高めること、音楽によって生活を明るく豊かなものにする事、生涯にわたって音楽に親んでいくことについて示したものであり、情意面に関する目標である。

第1学年の目標である「音や音楽への興味・関心を養い」を「音や音楽への興味・関心を高め」とし、また「生涯にわたって音楽に親しんでいく」を加え、それぞれ深まりをもって示した。

「生涯にわたって音楽に親しんでいく態度」とは、音楽科の学習が基盤となって生涯にわたって音楽に親しみ、そのことが人間的成長の一側面となるような態度のことである。そのためには、生徒が進んで音楽に親しみ活動を楽しむとともに、生涯にわたって音や音楽への興味・関心をもち続け、それを更に高めていくための素地を育てていくことが求められる。

(2)は多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取ること、表現の技能を伸ばすこと、創意工夫して表現することを示したものであり、表現に関する目標である。

従前は「楽曲構成の豊かさや美しさを感じ取」ることとしていたが、今回の改訂で「多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取」ることとした。これは第1学年と同様に、我が国及び諸外国の様々な音楽における表現が多様であることに気付き、表現活動を通じて共通性や固有性などを感じ取することを重視したからである。

「創意工夫して表現する能力」は、多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取ること、「表現の技能を伸ば」すことと一体的に高めていくことが大切である。

(3)は多様な音楽に対する理解を深めること、幅広く主体的に鑑賞することについて示したものであり、鑑賞に関する目標である。

従前は「音楽に対する総合的な理解を深め」ることとしていたが、今回の改訂で「多様な音楽に対する理解を深め」ることとした。これは第1学年の「多様な音楽のよさや美しさを味わ」う学習を更に深化させて、鑑賞の学習を通して様々な音楽の価値について理解することを目指したものである。このことは教科目標に新たに規定した「音楽文化についての理解を深め」ることと密接に関連する。

また、今回の改訂で、第1学年と同様に従前の「幅広く鑑賞する能力」を「幅広く主体的に鑑賞する能力」とし「主体的に」を加えた。第1学年の学習の上に立ち、鑑賞した音楽について根拠をもって批評するなどの一層主体的・能動的な鑑賞活動を行い、多様な音楽の特徴をとらえ音楽文化に対する理解を深め、音楽を尊重する態度を育てることが重要である。

2 内 容

(1) A 表 現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。

第2学年及び第3学年の歌唱の活動では、〔共通事項〕との関連を図りながら、歌詞の内容や曲想を味わい表現を工夫して歌う能力、曲種に応じた発声や言葉の特性を理解してそれらを生かして歌う能力、声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して表現を工夫しながら合わせて歌う能力を高めていくことが指導のねらいとなる。

ア 歌詞の内容や曲想を味わい、曲にふさわしい表現を工夫して歌うこと。

この事項は、歌詞の内容が表す情景、心情などや曲想を味わうことによって自己のイメージや感情を広げ、表現したい思いや意図をもって、曲にふさわしい表現を工夫して歌う能力を高めることをねらいとしている。

第1学年は「歌詞の内容や曲想を感じ取り」としているが、第2学年及び第3学年は「歌詞の内容や曲想を味わい」としている。味わうとは、対象から感じ取ったものの価値を自らの感性によって確認することであり、ここには価値を判断することが含まれている。なお、味わったことを更に深めていく観点から、歌詞や楽曲の成立背景、作詞者や作曲者についても、必要に応じて学習することが望まれる。

「曲にふさわしい」とは、多くの人々が共通に感じ取れるような、楽曲固有のよさや特徴のとらえ方を意味している。第1学年は「表現を工夫して歌うこと」としているが、第2学年及び第3学年は「曲にふさわしい表現を工夫して歌うこと」とし、第1学年よりも更に自らの価値判断を伴ったより豊かな音楽表現の工夫を目指している。曲想を味わうことによって、それぞれの曲にふさわしい自己のイメージや感情を広げ、

思いや意図をもって創意工夫して歌うということである。

思いや意図を表現するには、要素の働かせ方を試行錯誤し、曲にふさわしい表現の方法を見いだして歌う学習が大切である。楽譜に記されている用語や記号について、なぜその部分にその記号が付けられたのかを考え、どのような音色、言葉の発音で歌ったらより曲にふさわしい表現となるかを工夫する活動が大切である。そして、表現した音楽を自分たちでもう一度聴き、曲にふさわしい表現になっているかどうかを自ら判断するような学習を行うことも効果的である。

このような、歌詞の内容や曲想を味わい、曲にふさわしい表現を工夫して歌う学習活動を繰り返すことにより、曲想の味わい方が徐々に深まり表現の質も高まっていく。

イ 曲種に応じた発声や言葉の特性を理解して、それらを生かして歌うこと。

この事項は、楽曲の特徴を表現するために、曲種に応じた発声と言葉の特性を理解し、それらを生かして歌う能力を高めることをねらいとしている。

第1学年は「曲種に応じた発声により」としているが、第2学年及び第3学年は「曲種に応じた発声や言葉の特性を理解して」としている。第1学年における「曲種に応じた発声」の学習を更に充実するとともに、言葉の特性について考え、曲種に応じた発声や言葉の特性の理解を深めていくことが大切となる。

「それらを生かして歌う」とは、その音楽にふさわしい発声や言葉の特性を大切にされた歌唱の表現をすることである。

例えば、我が国の伝統的な歌唱の一つである長唄^{ながうた}の発声、言葉と節回しとのかかわりなどの特徴を理解し、それらを大切にされた表現をする。さらに、諸外国の歌唱曲を表現することによって、世界には多様な音楽があり、それぞれにふさわしい発声や言葉の特性と音楽とのかかわりがあることを理解できるような広がりのある展開が考えられる。その際、それぞれの曲種や楽曲の背景となる風土・文化や歴史などが、発声や言葉と音楽とのかかわりにどのような影響を与えているのかを考えることも大切である。

なお、この事項の学習は、対象とする音楽について、本来の持ち味がよりの確に表現できるように創意工夫して歌うことが重要であり、何通りもの発声方法を身に付けることがねらいではないことに留意する必要がある。

ウ 声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して、表現を工夫しながら合わせて歌うこと。

この事項は、音楽の構造におけるそれぞれの声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して、表現を工夫しながら合わせて歌う能力を高めることをねらいとしている。

第1学年は「声部の役割や全体の響きを感じ取り」としているが、第2学年及び第3学年は「声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して」としている。これは、「この声部がこのような役割を果たしているから全体の響きがこのようになっている」などと理解することである。

声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解するためには、例えば、テクスチュアや形式に着目しながら構造をとらえ、それぞれの声部をどのような声の音色、強弱、言葉の発音で歌ったら全体の響きがよりよくなるかを聴き取って、表現に生かすような活動を行うことが考えられる。その際、自分たちの表現を録音して客観的に聴くなどして、「楽曲のこの部分では、この声部はもっと柔らかい声で主旋律を支えるように歌ってはどうか」、「楽曲の中の重要な部分なので、歌詞の内容がよく伝わるように、すべての声部が言葉の発音を意識して声量豊かに歌ってはどうか」などと表現の工夫について話し合うことも効果的である。

なお、我が国の伝統音楽では、楽器と合わせて歌うことも多いので、(2)器楽のウと関連させた学習を行うことが考えられる。

また、音楽の構造を把握し、自分の担当する声部と他の声部との役割を理解するとともに、全体の響きとのかかわりを大切にするため、表現意図を互いに確認し合うことが必要となる。話し合いの場面を設けて生徒同士で音楽表現を練り上げていく過程や、演奏を聴き合いその演奏を客観的にとらえ、それを更なる表現の工夫につなげて

いく過程などを重視した指導を工夫することが大切である。

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を指導する。

第2学年及び第3学年の器楽の活動では、〔共通事項〕との関連を図りながら、曲想を味わい表現を工夫して演奏する能力，楽器の特徴を理解し基礎的な奏法を生かして演奏する能力，声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して表現を工夫しながら合わせて演奏する能力を高めていくことが指導のねらいとなる。

ア 曲想を味わい，曲にふさわしい表現を工夫して演奏すること。

この事項は，曲想を味わうことによって自己のイメージや感情を広げ，表現したい思いや意図をもって，曲にふさわしい表現を工夫して演奏する能力を高めることをねらいとしている。

第1学年は「曲想を感じ取り」としているが，第2学年及び第3学年は「曲想を味わい」としている。味わうとは，対象から感じ取ったものを自らの感性によってその価値を確認することであり，ここには価値を判断することが含まれている。なお，味わうことを更に深めていくという観点から，楽曲の成立背景，作曲者についても，必要に応じて学習することが望まれる。

「曲にふさわしい」とは，多くの人が共通に感じ取れるような，楽曲固有のよさや味わいのとらえ方を意味している。第1学年は「表現を工夫して演奏すること」としているが，第2学年及び第3学年は「曲にふさわしい表現を工夫して演奏すること」とし，第1学年よりも更に自らの価値判断を伴ったより豊かな音楽表現の工夫を目指している。曲想を味わうことによって，それぞれの曲にふさわしい自己のイメージや感情を広げ，思いや意図をもって創意工夫して演奏するということである。

思いや意図を表現するには，要素の働かせ方を試行錯誤し，曲にふさわしい表現の

方法を見いだして演奏する学習が大切である。楽譜に記されている用語や記号について、なぜその部分にその記号が付けられたのかを考え、どのような音色、速度や強弱で演奏したらより曲にふさわしい表現となるかを工夫する活動が大切である。そして、表現した音楽を自分たちでもう一度聴き、曲にふさわしい表現になっているかどうかを自ら判断する学習を行うことも効果的である。

このような、曲想を味わい、曲にふさわしい表現を工夫して演奏する学習活動を繰り返すことにより、曲想の味わい方が徐々に深まり表現の質も高まっていく。

イ 楽器の特徴を理解し、基礎的な奏法を生かして演奏すること。

この事項は、楽器の特徴を理解し、基礎的な奏法を表現に生かして演奏する能力を高めることをねらいとしている。

器楽における音楽表現は、歌唱とは異なり楽器の音を媒体とする。そのため演奏者は、楽器の特徴を理解し、その楽器にふさわしい音色や奏法を工夫して演奏する必要がある。

第1学年では、楽器の特徴をとらえることが学習内容であったが、第2学年及び第3学年では、それぞれの楽器の構造、音色や響き、奏法、楽器の様々な組合せによる表現などの特徴を理解することが学習内容となる。また、その楽器がどのような曲種で用いられてきたかということや、その楽器を生み出した風土や文化・歴史などについて学習することが、楽器の特徴を理解するために有効である。

「基礎的な奏法を生かして演奏する」ことは、基礎的な奏法を身に付けて、それを生かした表現をすることである。なお、第2学年及び第3学年において中学校で初めて体験する楽器については、対象となる教材曲の表現に必要なとされる楽器の初歩的な演奏方法を身に付けるようにし、それを生かした表現となるように配慮する必要がある。

指導に当たっては、楽器の特徴や曲想に基づいて、「このような音色で表現したい」といった意識を高めることが必要である。そこから曲にふさわしい音色を工夫したり、

レガートやマルカートといったアーティキュレーションを生かした奏法を工夫したりする活動が行われるようになる。そのような学習活動の中で、自らが奏法について調べたり、参考となる演奏を聴いたりするなど、表現をするための技能を得ようとする学習意欲の育成が図られるのである。

ウ 声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して、表現を工夫しながら合わせて演奏すること。

この事項は、音楽の構造におけるそれぞれの声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して、表現を工夫しながら合わせて演奏する能力を高めることをねらいとしている。

器楽においては、学年ごとの学習の積み重ねによって、生徒の技能の高まりや体験する楽器の種類が増えることにより、声部が複雑になった楽曲に接する機会が多くなることが考えられる。

第1学年は「声部の役割や全体の響きを感じ取り」としているが、第2学年及び第3学年は「声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して」としている。これは、「この声部がこのような役割を果たしているから全体の響きがこのようになっている」などと理解することである。

声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解するためには、例えば、テクスチュアや形式に着目しながら構造をとらえ、それぞれの声部をどのような音色、強弱、奏法で演奏すると全体の響きがよくなるかを聴き取って、表現に生かすような活動を行うことが考えられる。その際、自分たちの演奏を客観的にとらえ「主旋律を担当している声部が、もっと柔らかい音色でなめらかに演奏した方が全体のバランスがよくなるのではないか」、「三部形式の中間部分なので、すべての声部が拍を感じながら弾むように演奏した方がよいのではないか」などと表現の工夫について話し合うことも効果的である。

なお、我が国の伝統音楽では、歌唱と合わせて演奏することも多いので、(1)歌唱

のウと関連させた学習を行うことが考えられる。

また、音楽の構造を把握し、自分の担当する声部と他の声部との役割を理解するとともに、全体の響きとのかかわりを大切にするため、表現意図を互いに確認し合うことが必要となる。話し合いの場面を設けて生徒同士で音楽表現を練り上げていく過程や、演奏を聴き合いその演奏を客観的にとらえ、それを更なる表現の工夫につなげていく過程などを重視した指導を工夫することが大切である。

(3) 創作の活動を通して、次の事項を指導する。

第2学年及び第3学年の創作の活動では、〔共通事項〕との関連を図りながら、言葉や音階などの特徴を生かし表現を工夫して旋律をつくる能力、音素材の特徴を生かし反復、変化、対照などの構成や全体のまとまりを工夫しながら音楽をつくる能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

ア 言葉や音階などの特徴を生かし、表現を工夫して旋律をつくること。

この事項は、言葉や音階などの特徴を生かし、自己のイメージと音楽を形づくっている要素とをかかわらせながら、表現を工夫して旋律をつくる能力を高めることをねらいとしている。

「言葉や音階などの特徴」は、旋律をつくるための手掛かりとして示したものである。言葉の特徴には、抑揚、アクセント、リズムなど、音階の特徴には、音階の構成音によって生み出される独特な雰囲気などがあげられる。

第1学年は「言葉や音階などの特徴を感じ取り」としているが、第2学年及び第3学年は「言葉や音階などの特徴を生かし」としている。第1学年では、生徒が言葉や音階などの特徴を感じ取り、自己のイメージと音楽を形づくっている要素とをかかわらせて簡単な旋律をつくることにねらいがあった。第2学年及び第3学年では、第1

学年の学習を踏まえ、言葉や音階などの特徴を理解し、自己のイメージや音楽を形づくっている要素とをかかわらせながら、それらを生かして旋律をつくっていくこととなる。例えば、言葉の抑揚やリズムの特徴を理解しやすい俳句などを取り上げ、それらを生かして声のための旋律をつくること、いくつかの種類の五音音階の特徴を理解し、それらの中から選択をして楽器のための旋律をつくることがあげられる。また、音楽文化についての理解を深める観点から、必要に応じて、言葉や音階などが、どのような風土や文化・歴史とのかかわりで生み出されているかなどに触れることも考えられる。

なお、旋律をつくる手掛かりとして、例えば、我が国の伝統音楽に見られる手などの旋律形を基にしてそれを発展させるようにつくったり、コード進行を基にしてそれに合うような旋律をつくったりすることなども考えられる。

指導に当たっては、生徒が音のつながり方などを十分試すことができるような活動を設定し、旋律をつくる楽しさや喜びを実感できるように指導を工夫することが重要である。

また、学校や生徒の実態に応じて、自分たちでつくった作品を披露する機会を適切に設けるなど、学習の過程や成果を発表し合うことは、生徒に達成感をもたらし、次の学習意欲にもつながることとなる。

イ 表現したいイメージをもち、音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成や全体のまとまりを工夫しながら音楽をつくること。

この事項は、表現したいイメージ、音楽の素材としての音の特徴、反復、変化、対照などの音楽を構成する原理をかかわらせ、全体のまとまりを工夫しながら音楽をつくる能力を高めることをねらいとしている。

「表現したいイメージをもち」については、創作活動において、生徒が自己の内面に生じたイメージをもちながら学習を展開することの重要性を示している。

この事項の創作活動は、特定の音楽様式に必ずしも限定されないことから、特に、

創作活動の源となるイメージをもつことが大切になる。その際、鳴らした音を聴くことによって、イメージが形成されたりイメージ自体が変化し発展したりしていくことがある。また、「木片の響きがだんだん合わさって最後には一つにまとまって終わるような音楽」のように言葉で表してみることによって、イメージを膨らませることも考えられる。

創作で用いる「音素材」としては、声や楽器の音のほか、自然界や日常生活の中で聴くことができる様々な音が含まれる。第1学年は「音素材の特徴を感じ取り」としているが、第2学年及び第3学年は「音素材の特徴を生かし」としている。第1学年においては、音素材の特徴を感じ取ったり、音素材と表現したいイメージとのかかわりを、感覚的、直感的に感じ取ったりすることにねらいがあった。第2学年及び第3学年では、第1学年の学習を踏まえ、音素材の特徴を理解し、表現したいイメージや音楽を形づくっている要素とをかかわらせながら、それらを生かして音を音楽へと構成することとなる。

また、「反復、変化、対照などの構成や全体のまとまり」については、反復、変化、対照などの構成を工夫しながらつくっていくことと、音楽としての全体的な統一感などを工夫することの両者を大切にすることを示している。

指導に当たっては、生徒が、音を音楽へと構成する楽しさや喜びを実感できるようにするとともに、反復、変化、対照などの音楽を構成する原理の働きや、全体的なまとまりが音楽として意味をもたらすことに生徒自身が気付くようにすることが重要となる。また、学習を効果的に進めるために、生徒同士の間発表や相互評価の場を設けることも大切である。

(4) 表現教材は、次に示すものを取り扱う。

ここでは、第2学年及び第3学年で取り扱う表現教材の範囲や観点を示している。

ア 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切で、生徒の意欲を高め親しみのもてるものであること。

この事項は、表現教材について、我が国及び諸外国の様々な音楽の中から、指導のねらいに適切で、生徒の意欲を高め親しみのもてるものを選択することを示している。

第1学年は「平易で親しみのもてるものであること」としているが、第2学年及び第3学年は「生徒の意欲を高め親しみのもてるものであること」としている。第1学年の学習を踏まえ、生徒がより主体的・意欲的に楽曲とのかかわりをもつとともに、表現することの達成感や成就感を味わい、より多様な音楽へと視野を広げていくことができるような教材を選択することが大切である。

イ 歌唱教材には、次の観点から取り上げたものを含めること。

(ア) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの

(イ) 民謡、^{ながうた}長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの

この事項は、歌唱教材の選択に当たって、(ア)及び(イ)の二つの観点から取り上げた歌唱教材を含めることを示している。これらに関しては第1学年と同じである。

(2) B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

第2学年及び第3学年の鑑賞の活動では、〔共通事項〕との関連を図りながら、音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを理解して聴き根拠をもって批評

するなどして味わう能力，音楽の特徴を文化・歴史や他の芸術などと関連付けて理解し鑑賞する能力，我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理解して鑑賞する能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを理解して聴き，根拠をもって批評するなどして，音楽のよさや美しさを味わうこと。

この事項は，音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを理解して聴き，根拠をもって批評するなどして，音楽のよさや美しさを味わう能力を高めることをねらいとしている。

鑑賞の活動では，音楽を形づくっている要素や構造と，それらによって生み出される曲想とのかかわりを理解して聴く活動が重要となる。このような学習が，音楽をより主体的に聴き味わい，理解を深めることにつながっていく。

「根拠をもって批評する」とは，音楽のよさや美しさなどについて，音楽を形づくっている要素や構造などの客観的な理由をあげながら言葉で表現することである。その際，対象となる音楽が，自分にとってどのような価値があるのかを明らかにすることが重要となる。言い換えれば，自分なりの感じ方，客観的な根拠，自分にとっての価値について述べることになる。

そのためには，次に示す①から④の内容を含めて，自分なりに批評をすることができるよう指導することが大切である。

- ① 音楽を形づくっている要素や構造
- ② 特質や雰囲気及び曲想
- ③ 「要素や構造」と「特質や雰囲気及び曲想」とのかかわり
- ④ 気に入ったところ，特徴的なところ，他者に紹介したいところなど自分にとってどのような価値があるのかといった評価

また，その音楽の背景となる風土や文化・歴史などが，音楽を形づくっている要素

や構造の中にどのように表れているのかを考えたり、音楽が醸し出している表情を自己の生活経験と結び付けてとらえたりすることは、自分なりの感じ方や解釈を広げたり深めたりする上で意味あることである。

「音楽のよさや美しさを味わう」とは、例えば、表層的に快い、きれいだなどといったものではなく、その音楽の内容を価値あるものとして自らの感性によって確認する主体的な行為のことである。このような活動を積み重ねることにより、音楽に対する感性が一層洗練され、自分にとっての音楽の意味を見いだしていくことにつながっていく。

さらに、音楽に対する批評などを発表し合う活動を設定することによって、他者とのかかわりの中から自分の価値意識を再確認し、音楽の構造などを一層客観的に把握したり、音楽の味わいを一層深めたりすることが考えられる。

イ 音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて理解して、鑑賞すること。

この事項は、音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて理解して、鑑賞する能力を高めることをねらいとしている。

音楽は、その背景となる文化・歴史や他の芸術から直接間接に影響を受けており、それが音楽の特徴となって表れている。また、我が国や諸外国の多くの音楽が、文学、演劇、舞踊、美術などとかかわって成立している。そして現在も、社会の変化や文化の発展とともに様々な音楽が誕生している。このような音楽の背景に目を向けることが、音楽を形づくっている要素や構造、曲想をとらえるために有効となる。

第1学年は、音楽の特徴をその背景や他の芸術と「関連付けて、鑑賞する」としているが、第2学年及び第3学年は「関連付けて理解して、鑑賞する」としている。音楽の特徴をその背景や他の芸術と関連付けて鑑賞する第1学年の学習の上に立ち、どのように関連しているのかを理解することによって、一層深まりのある鑑賞の学習を目指している。

例えば、ある地域で古くから踊られてきた舞踊に影響を受けた楽曲を鑑賞し、リズムや速度、形式からその音楽の特徴をとらえる。次に、その舞踊を生み出してきた地域や時代、人々の暮らしなどについて調べたり舞踊そのものを鑑賞したりして、それらが楽曲にもたらしている特徴について考える。このような活動の後、音楽の特徴と背景となる文化・歴史との関連を理解して、それを意識しながら再び楽曲を鑑賞することが考えられる。

また、歌舞伎、能楽、文楽、オペラ、ミュージカル、バレエや民俗芸能などについて、音楽がどのような役割を担っているのかを考えることによって理解を深めながら鑑賞することが考えられる。

指導に当たっては、事項アと関連させて、音楽が人々の暮らしとともにはぐくまれてきた大切な文化であることなどを、生徒自らがとらえることができるようにすることが大切である。

ウ 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理解して、鑑賞すること。

この事項は、我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽を取り扱い、それぞれの音楽の特徴から、音楽の多様性を理解して鑑賞する能力を高めることをねらいとしている。

第1学年は我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽を扱うこととしていたが、第2学年及び第3学年は諸外国の様々な音楽へと対象を広げている。

「音楽の多様性を理解」するとは、単に多くの音楽があることを知識として知るだけでなく、人々の暮らしとともに音楽文化があり、そのことによって様々な特徴をもつ音楽が存在していることを理解することである。その理解は、自らの音楽に対する価値意識を広げ、人類の音楽文化の豊かさに気付き、尊重することにつながっていく。

指導に当たっては、事項アと関連させて、我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様

々な音楽の共通点や相違点，あるいはその音楽だけに見られる固有性などをとらえ，音楽の多様性を理解できるようにすることが大切である。

(2) 鑑賞教材は，我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち，指導のねらいに適切なものを取り扱う。

ここでは，第2学年及び第3学年で取り扱う鑑賞教材の範囲や観点を示している。基本的な趣旨や内容は第1学年と同じであるが，第2学年及び第3学年においては，教材選択の対象を第1学年よりも一層多種多様な音楽に広げるよう配慮し，指導のねらいに即した適切な教材を選択することが大切である。

(3) 〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して，次の事項を指導する。

〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の各活動の支えとなるものとして，共通に指導する内容である。したがって，〔共通事項〕の内容を表現や鑑賞の活動と切り離して単独に指導するのではなく，歌唱，器楽，創作，鑑賞の各内容と関連させて適切に指導する必要がある。

〔共通事項〕の示し方は第1学年と同じであるが，第2学年及び第3学年においては，学習の深化を図るように配慮することが大切である。

ア 音色，リズム，速度，旋律，テクスチャ，強弱，形式，構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を受感すること。

この事項は，音楽を形づくっている様々な要素や要素同士の関連を知覚し，それら

の働きが生み出す特質や雰囲気を感じ取る能力を高めることをねらいとしている。

第2学年及び第3学年においては、第1学年での学習を踏まえ、知覚し感受することの一層の深化を図ることが大切である。すなわち、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などの音楽を形づくっている要素のより詳細な様相や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気をイメージ豊かに感受することが考えられる。

例えば、リズムや旋律などのそれぞれの詳細な様相に注目し、それらが速度やテクスチャとどのようにかかわり合っているかということに焦点を当てることなどが考えられる。

イ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて、音楽活動を通して理解すること。

この事項は、音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて、音楽活動を通して理解する能力を高めることをねらいとしている。

第2学年及び第3学年では、未習の用語や記号などを計画的に扱うとともに、既習の用語や記号などについても、指導のねらいに即して扱うことが大切である。

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の留意点

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ここでは、各学校において指導計画を作成する際に配慮すべきことを示している。音楽科の指導計画には、3学年間を見通した指導計画、年間指導計画、各題材の指導計画、各授業の指導計画などがある。これらの指導計画を作成する際は、それぞれの関連に配慮するとともに、評価計画を含めて作成する必要がある。

(1) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。

〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、指導計画の作成に当たっては、表現及び鑑賞の各活動において〔共通事項〕の内容を十分に指導するよう配慮することを示している。

〔共通事項〕は、今回の改訂で新たに示したものであり、従前の「A表現」(1)のキ、ク及び「B鑑賞」(1)のア、イに相当する。歌唱、器楽、創作、鑑賞の各活動を行うための支えとなるものであることから、〔共通事項〕に示す学習のみが、表現や鑑賞の各活動と切り離されて単独になされるものではないことに留意する必要がある。

例えば、歌唱の学習において「旋律、強弱」を知覚し、特質や雰囲気を感じ、それらと「歌詞の内容」とを関連させて表現を工夫して歌うことなどが考えられる。同

様に、器楽の学習において「リズム，テクスチャ」と「声部の役割と全体の響き」とを関連させたり，創作の学習において「音色，構成」と「全体のまとまり」とを関連させたりすることなどが考えられる。また，鑑賞の学習において「速度，形式」を知覚し，特質や雰囲気を受感し，それらと「構造と曲想とのかかわり」とを関連させて聴き，批評するなどして音楽のよさや美しさを味わうことなどが考えられる。

さらに，〔共通事項〕をよりどころとして，表現と鑑賞の相互関連を図った題材の指導計画を作成したり，歌唱，器楽，創作の相互関連を図った題材の指導計画を作成したりすることも重要である。

例えば，表現と鑑賞の相互関連を図った題材では，郷土に伝わる民謡について「音色，リズム」の特徴を生かして創意工夫をしながら歌唱で表現をし，併せて，我が国や諸外国の様々な民謡について「音色，リズム」の特徴に着目して共通点や相違点を考えながら聴き，それぞれの特徴をとらえて音楽の多様性を理解するような題材を設定することが考えられる。

(2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)，(2)，(3)及び「B鑑賞」の(1)の指導については，それぞれ特定の活動のみに偏らないようにすること。

指導計画の作成に当たって，歌唱，器楽，創作及び鑑賞について，それぞれ特定の活動に偏ることのないように配慮することを示している。

中学校における指導は，生徒の多様な実態を踏まえ，表現及び鑑賞の幅広い活動を通して，生徒の興味・関心を引き出し，学習への意欲を喚起することが大切である。そのためには，歌唱や鑑賞のみに偏ったり，歌唱の指導について合唱活動に偏ったり鑑賞の指導について特定の曲種に偏ったりすることのないように留意して，年間指導計画を作成しなければならない。

指導計画の作成に当たっては，各活動を有機的かつ効果的に関連させることによって教科及び学年の目標を実現していくように，内容の構成や主題の設定，適切な教材の選択と配列などに配慮することが大切である。

(3) 第2の各学年の内容については、生徒がより個性を生かした音楽活動を展開できるようにするため、表現方法や表現形態を選択できるようにするなど、学校や生徒の実態に応じ、効果的な指導ができるよう工夫すること。

表現方法や表現形態を選択できるようにするなど、学校や生徒の実態に応じ、効果的な指導ができるよう工夫することを示している。

従前では、第2学年及び第3学年において「生徒の実態等を考慮して、生徒が表現方法や表現形態を選択できるよう、小アンサンブルなどの編成を工夫すること」としていたが、今回の改訂では、生徒がより個性を生かした音楽活動を展開できるようにするため、第1学年から、表現方法や表現形態を選択できるようにした。

小アンサンブルなどによる様々な編成を工夫して、生徒が表現したい方法や形態を選択して取り組むなど、生徒一人一人が個性を発揮し、主体的に活動することができるよう工夫することが大切である。

指導計画の作成に当たっては、指導のねらいを明確にした上で、学習の効果を十分に考慮して、多様な音楽活動を設けるよう配慮することが必要である。

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

学習指導要領の第1章総則の第1の2においては、「学校における道徳教育は、道徳の時間を要^{かなめ}として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない」と規定されている。

これを受けて、音楽科の指導においては、その特質に応じて、道徳について適切に

指導する必要があることを示すものである。

音楽科における道德教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、以下に示すような音楽科の目標と道德教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。

音楽科においては、目標を「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」と示している。

音楽を愛好する心情や音楽に対する感性は、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、音楽による豊かな情操は、道德性の基盤を養うものである。

なお、音楽の共通教材は、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの、我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるものなどを含んでおり、道德的心情の育成に資するものである。

次に、道德教育の^{かなめ}要としての道德の時間の指導との関連を考慮する必要がある。音楽科で扱った内容や教材の中で適切なものを、道德の時間に活用することが効果的な場合もある。また、道德の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を音楽科で扱う場合には、道德の時間における指導の成果を生かすように工夫することも考えられる。そのためにも、音楽科の年間指導計画の作成などに際して、道德教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

2 内容の取扱いと指導上の留意点

2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。

(1) 歌唱の指導については、次のとおり取り扱うこと。

ア 各学年の「A表現」の(4)のイの(ア)の歌唱教材については、以下の共通教材の中から各学年ごとに1曲以上を含めること。

「赤とんぼ」	<small>み き ろ ふう</small> 三木露風作詞	<small>やま だ こうさく</small> 山田耕筰作曲
「荒城の月」	<small>ど い ぼんすい</small> 土井晩翠作詞	<small>たきれん た ろう</small> 滝廉太郎作曲
「早春賦」	<small>よしまるかづまさ</small> 吉丸一昌作詞	<small>なか だ あきら</small> 中田 章 作曲
「夏の思い出」	<small>え ましょうこ</small> 江間 章子作詞	<small>なか だ よしなお</small> 中田喜直作曲
「花」	<small>たけしまはごろう</small> 武島羽衣作詞	<small>たきれん た ろう</small> 滝廉太郎作曲
「花の街」	<small>え ましょうこ</small> 江間 章子作詞	<small>だん い く ま</small> 團伊玖磨作曲
「浜辺の歌」	<small>はやし こ けい</small> 林 古溪作詞	<small>なり た ためぞう</small> 成田為三作曲

各学年の「A表現」(4)イの(ア)に示す歌唱教材について、我が国のよき音楽文化を世代を越えて受け継がれるようにする観点から、その趣旨にふさわしい楽曲を共通教材として具体的に示し、各学年において1曲以上を取り扱うことを示している。

中学校3学年間を見通した指導計画のもと、生徒や地域の実態などを考慮して、これらの共通教材を系統立てて効果的に指導することが大切である。

以下、各曲についての指導の一例を簡単に示す。

「赤とんぼ」は、日本情緒豊かな曲として、人々に愛されて親しまれてきた楽曲である。例えば、拍子や速度が生み出す雰囲気、旋律と言葉との関係などを感じ取り、歌詞がもっている詩情を味わいながら日本語の美しい響きを生かして表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

「荒城の月」は、原曲と山田耕筰やま だ こうさくの編作によるものがある。人の世の栄枯盛衰を歌いあげた楽曲である。例えば、歌詞の内容や言葉の特性、短調の響き、旋律の特徴

などを感じ取り、これらを生かして表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

「早春賦」は、滑らかによどみなく流れる旋律にはじまり、春を待ちわびる気持ちを表している楽曲である。例えば、拍子が生み出す雰囲気、旋律と強弱とのかかわりなどを感じ取り、フレーズや曲の形式を意識して、情景を想像しながら表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

「夏の思い出」は、夏の日の静寂な尾瀬沼の風物への追憶を表した叙情的な楽曲である。例えば、言葉のリズムと旋律や強弱とのかかわりなどを感じ取り、曲の形式や楽譜に記された様々な記号などをとらえて、情景を想像しながら表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

「花」は、「荒城の月」とともに、滝廉太郎たきれん たろうの名曲として広く歌われている、春の隅田川の情景を優美に表した楽曲である。例えば、拍子や速度が生み出す雰囲気、歌詞の内容と旋律やリズム、強弱とのかかわりなどを感じ取り、各声部の役割を生かして表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

「花の街」は、希望に満ちた思いを叙情豊かに歌いあげており、春を歌う代表的な曲として愛唱されてきた楽曲である。例えば、強弱の変化と旋律の緊張や弛緩との関係、歌詞に描かれた情景などを感じ取り、フレーズのまとまりを意識して表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

「浜辺の歌」は、浜辺に打ち寄せる波の情景を表すような伴奏に支えられ、叙情的な歌詞と旋律をもつ楽曲である。例えば、拍子や速度が生み出す雰囲気、歌詞の内容と強弱の変化との関係などを感じ取り、フレーズのまとまりや形式などを意識して表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

イ 変声期について気付かせるとともに、変声期の生徒に対しては心理的な面についても配慮し、適切な声域と声量によって歌わせるようにすること。

変声期の生徒に対して配慮することを示している。

多くの生徒は小学校高学年から中学校の段階で変声期を迎える。変声とは、第二次性徴に伴う身体の変化によって、声帯に変化がおこり声域や声質が変わることである。特に男子においてその変化が著しく、思うように声が出なかつたり、声を出そうとして苦しくなつたりすることがある。

この時期は成長の個人差が激しく、変声する前の生徒、変声中の生徒、変声が終わりに近付いた生徒が混在しており、それぞれに不安を抱えていることも予想される。

これらのことを踏まえ、変声は健全な成長の一過程であり、誰もが体験することであるということに気付かせて、変声に伴う不安や羞恥心^{しゆう}をもつことがないよう配慮するとともに、声にはそれぞれの個性があること、自分の声に自信をもって表現することを大切にするような指導の工夫が望まれる。また、変声中の生徒に対しては、無理のない声域や声量で歌わせるように留意する必要がある。

ウ 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

相対的な音程感覚などを育成するために、適宜、移動ド唱法を用いることを示している。

この配慮事項は、従前の「歌唱指導における階名唱については、移動ド唱法を用いること」と同じ趣旨であり、今回の改訂ではそのねらいを明確にした。

音楽科の学習は、音と音とがどのように関係し合つて音楽が形づくられているか、すなわち、音同士の相対的な関係に着目することが大切である。移動ド唱法によって相対的な音程感覚をはぐくむことは、この観点から音楽を理解するための一助となる。

また、移動ド唱法を用いて、楽譜を見て音高などを適切に歌う活動を通じて、相対的な音程感覚だけではなく、歌唱における読譜力を伸ばすとともに、音と音とのつながり方をとらえて、フレーズなどを意識して表現を工夫する能力を養うこともできると考えられる。

なお、移動ド唱法については、適切な教材において効果的に用いることが重要であることから「適宜」用いることとしており、すべての歌唱教材曲について階名唱をす

ることを求めているものではないことに留意する必要がある。

(2) 器楽の指導については、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤^{けん}楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、和楽器の指導については、3学年間を通じて1種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。

器楽指導で用いる楽器の扱いについて示している。

器楽指導に当たっては、生徒の発達^{はつた}の段階や学校の実情などに応じて、様々な楽器をねらいに即して用いることによって、それぞれの楽器の特徴に気付かせることが大切である。

世界の諸民族の楽器については、様々な地域の民族の楽器に触れることで、諸外国の文化に対する理解を更に深め、国際社会に生きる日本人の育成を図ることが大切なことから、指導上の必要に応じて適宜用いることを示している。

箏^{そう}、三味線、尺八、篠笛、太鼓、雅楽で用いられる楽器などの和楽器については、その指導を更に充実するため、中学校第1学年から第3学年までの間に1種類以上の和楽器を扱い、表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるように工夫することを示している。生徒が実際に演奏する活動を通して、音色や響き、奏法の特徴、表現力の豊かさや繊細さなどを感じ取ることは、我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことにつながっていくと考えられる。

和楽器を用いるに当たっては、常に学校や生徒の実態に応じてとともに、可能な限り、郷土の伝統音楽を取り入れることが肝要である。なお、和楽器を表現活動における器楽の指導に用いることはもちろんであるが、歌唱や創作、鑑賞との関連も図りながら、実際に和楽器に触れ、体験することで、我が国や郷土の伝統音楽の学習効果を更に高めることが期待できる。生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさなどを味わい、我が国の音楽文化を尊重する態度を養うことが、和楽器を用いる本来の意義であり、

そのために一層の指導の工夫が求められる。

(3) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること。

我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮することを示している。

言葉と音楽との関係においては、日本語に注目する必要がある。「あ」や「お」，あるいは「か」や「き」などの音は、すでに固有の響きをもっており、それらが組み合わさって単語となり、言葉となって日本語特有の響きが生まれてくる。言葉のまとまり、リズム、抑揚、高低アクセント、発音及び音質といったものが直接的に作用し、旋律の動きやリズム、間、声の音色など、日本的な特徴をもった音楽を生み出す源となっている。このことは、歌唱に限らない。唱歌に見られるように、楽器の演奏においても言葉の存在が音楽と深くかかわっている。

姿勢や身体の使い方においては、腰の位置をはじめとした姿勢や呼吸法などに十分な配慮が必要となる。例えば民謡は、その歌の背景となった生活や労働により強く性格付けられており、声の出し方や身体の動きなどに直接間接に表れている。長唄や地歌、箏や三味線などは、基本的に座って演奏することによって伝統的な音楽の世界が現れてくる。また、篠笛や尺八の演奏をはじめ、声や楽器を合わせる際の息づかいや身体の構えが、旋律の特徴や間を生み出している。声を出す場合も、楽器を演奏する場合も、それに適した身体の使い方が大切にされてきた。

このように、我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導において、言葉と音楽との関係に注目し、姿勢や身体の使い方に配慮することは、我が国の伝統や文化を理解するための大切な基盤にもなっていく。

(4) 読譜の指導については、小学校における学習を踏まえ、＃や♭の調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、1＃、1♭程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。

読譜指導について示している。

小学校の音楽科における「範唱を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌うこと」、「範奏を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏すること」の学習の上に立ち、中学校では、＃や♭の調号としての意味を理解させ、1＃、1♭程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるよう配慮するとしている。

＃や♭がもつ臨時記号としての半音を上下させる働きのほか、調号としての役割があることを理解させ、主音の位置を知ることによって、移動ド唱法による読譜も可能となる。なお、読譜については、生徒が生涯にわたって音楽を楽しむために、無理のない程度と方法で慣れさせることが大切である。

(5) 創作の指導については、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。

創作の指導においては、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視することを示している。各学年の「A表現」(3)のア及びイのいずれの事項においても配慮するものである。

「即興的に音を出」すとは、創作の活動において、理論的な学習を先行させ過ぎたり、はじめからまとまりのある音楽をつくることを期待したりするのではなく、生徒がその時の気持ちや気分にしたがって、自由に音を出してみることを意味する。特に出した音をよく聴いて、音の質感を感じ取ることが重要となる。そして、音の長さ、高さ、強さ、音色などを意識しながら「音のつながり方を試す」ようにすることが大

切である。

「音を音楽へと構成していく体験」とは、例えば、音と音とを連ねて短い旋律をつくったり複数の音を重ねて和音をつくったりすること、さらには、それらの反復や変化などを工夫しながら少しずつまとまりのある音楽をつくっていくことである。リコーダーでいくつかの音を吹きながら、音と音とを連ねて断片的な旋律をつくる。それを基にして、反復したりリズムを変えたり、対照的な旋律を続けたりして、試行錯誤しながら音楽をつくっていくような活動があげられる。その際、生徒が個々に行うことも可能であるが、複数の生徒が交互に表現しながら一つの音楽をつくっていくことも考えられる。

指導に当たっては、これらの体験を通して、創作する楽しさや喜びを味わわせるように配慮することが重要である。あらかじめ楽曲形式を決めて、その形に当てはめていくようにつくっていくのではなく、生徒が創意工夫してつくる体験をし、音楽を構成する原理の働きに気付いていく中で、形式などについても学習していくのである。

また、つくった音楽を、五線譜だけではなく、文字、絵、図、記号、コンピュータなどを用いてどのように記録するかを工夫させることも大切である。

(6) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、指揮などの身体的表現活動も取り上げるようにすること。

歌唱、器楽、創作の各活動における表現を充実するために、創意工夫する学習の過程において、指揮などの身体的表現活動を効果的に取り上げるよう配慮することを示している。

「指揮などの身体的表現活動」とは、指揮、舞踊、形式にとらわれない自由な身体的表現などのことである。

指揮は、主体的に音楽を表現する手段の一つとして意味ある活動である。生徒が指揮を体験する機会を設けることは、音楽を形づくっている要素の働きを意識し表現を工夫する学習につながっていく。なお、指揮をするための基本的な技能は必要となる

が、指揮法の専門的な技術の習得のような活動にならないよう留意しなければならない。

舞踊は、音楽と身体的表現が一体化したものであり、身体の動きを通して音楽の特徴をとらえることができる。

形式にとらわれない自由な身体的表現は、感じ取った音楽の表情や雰囲気などについて、即興的に身体を動かして表現する活動などである。この活動を通して、感じ取ったことを伝え合うことは、音楽に対する理解を深めるための有効な手段となる。

(7) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり、他者の意図に共感したりできるようにするなどコミュニケーションを図る指導を工夫すること。

表現及び鑑賞の各活動において、生徒同士のコミュニケーションを重視した指導を工夫することを示している。

音楽に対する自己のイメージや思いなどを他者と伝え合ったり、他者がどのようなことを意図しているのかをよく考えて、それに共感したりするためには、言葉によるコミュニケーションが必要となる。

音楽活動は、本来、音によるコミュニケーションを基盤としたものであり、言葉によるコミュニケーションとは異なる独自の特徴をもっている。したがって、生徒が音楽に関する言葉を用いて、音楽に対するイメージ、思い、意図などを相互に伝え合う活動を取り入れることによって、結果として、音によるコミュニケーションを一層充実することに結び付いていくように配慮することが大切である。

例えば、表現活動において「このフレーズの一番最後の音を印象が残るように表現するためにrit.（リタルダンド）を工夫してはどうか」などと伝え合うことを通して仲間とともに創意工夫して表現する喜びを味わうこと、また、鑑賞活動において「弦楽器による旋律がゆっくりした速度で演奏され、春の日ざしの中で歌っているような

穏やかな気持ちになった」などと感じたことを言葉で説明し合うことを通して様々な感じ取り方があることに気付くことなど、生徒一人一人の音楽に対する価値意識を広げることが考えられる。

これらは、学校において音楽科の学習を行うことの大切な意義の一つであり、生徒の学習意欲の喚起や学習内容の定着にもつながるものである。

イ 適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めたり、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりするなど、生徒が音や音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるような指導を工夫すること。また、コンピュータや教育機器の活用も工夫すること。

音や音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるような指導を工夫することを示している。また、コンピュータや教育機器の活用も工夫することを示している。

「自然音や環境音」とは、風の音、川のせせらぎ、動物の鳴き声、機械の動く音など、生活や社会の中に存在する様々な音を指す。人間は身の回りの様々な音に耳を傾けて、そこに意味を見いだしてきた。生徒が音を意識して聴き、その音が人々にどのような影響を与えているのかを考えたり、よりよい音環境の在り方への関心を高めたりすることは意味のあることと言える。

音楽科の学習において、自然音や環境音、さらには、音環境への関心を高めることは、人間にとっての音や音楽の存在意義を考えたり、生活や社会におけるよりよい音環境を希求する意識をもったりすることへとつながっていく。

指導に当たっては、自然音や環境音を意識して聴き、心地よさや不快な感じ、静寂や騒々しさといった生活の様々な場面での音環境を考えるなどして、生徒が、音や音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるように配慮することが大切である。

また、音楽の学習に利用できるコンピュータのソフトウェアや様々な教育機器が開発されており、これらの活用を図ることは、学習を効率よく進めたり生徒の学習意欲を高めたりする上で有効である。

指導に当たっては、操作することが活動の目的にならないようにし、指導のねらいを明確にして、コンピュータや教育機器を効果的に活用するよう留意する必要がある。

ウ 音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。

音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れることを示している。

「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される他人に無断で利用されない権利である。この中の一つに著作権があり、著作権には、著作物を保護する著作者の権利、実演等を保護する著作隣接権がある。

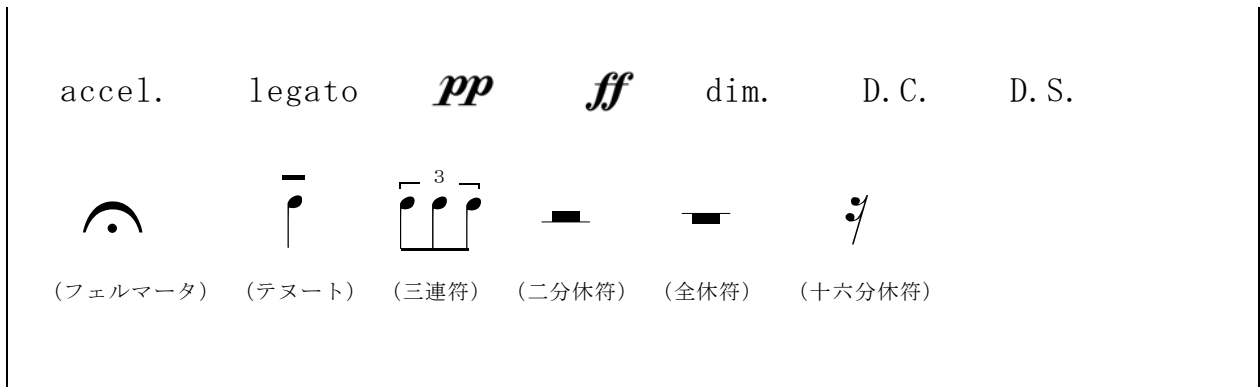
なお、平成15年6月に著作権法の一部が改正され、教育現場での著作物の利用を円滑にするため、著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外措置が拡大された。しかし、著作権者の了解なしに利用できるいくつかの条件が定められているので、これらについては一層正しく理解される必要がある。また、インターネットを通じて配信されている音楽についても、著作権が存在するという点についての認識が十分でない現状も見られるので留意する必要がある。

指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの楽曲について、それを創作した著作者がいることや、著作物であることを生徒が意識できるようにし、必要に応じて音楽に関する知的財産権に触れることが大切である。

(8) 各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(6)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを取り扱うこと。

拍 拍子 間ま 序破急 フレーズ 音階 調 和音

動機 Andante Moderato Allegro rit. a tempo



各学年の〔共通事項〕に示す用語や記号などについて、中学校3学年間で取り扱うものを示している。

指導に当たっては、単に名称などを知るだけではなく、音楽活動の中でそれらの働きを実感し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるように配慮することが大切である。

以下、それぞれについて、音楽科の学習の観点から簡単に解説する。

「拍」は、音楽を時間の流れの中でとらえる際の基本的な単位である。小学校の音楽科における「拍の流れ」の学習の上に立ち、例えば、拍が一定の時間の間隔をおいて刻まれると拍節的なリズムが感じられることや、拍を意識することによってリズムや速度などの特徴を生かして表現を工夫することなどが考えられる。

「拍子」は、音楽を時間的なまとまりとしてとらえる際の手掛かりとなるものである。例えば、3拍子と6拍子の働きが生み出す特質や雰囲気の違いを感受して、表現や鑑賞の活動を行うことなどが考えられる。なお、我が国の伝統音楽においては、拍を打つ行為、リズムなど多様な意味をもつことから、曲種や教材によって様々な取扱いが考えられる。

「間」は、我が国の伝統音楽におけるリズムや速度に関する特徴的なものの一つである。間によって醸し出される雰囲気や味わいなどを表現や鑑賞の活動を通して感じ取ることなどが考えられる。

「序破急」は、我が国の伝統音楽において、速度が次第に速くなる構成や形式上の三つの区分を表すものとして用いられているものである。例えば、緩急の変化が生み出す音楽の表情などを表現や鑑賞の活動を通して感じ取ることなどが考えられる。

「フレーズ」は、音楽の流れの中での自然な区切りである。フレーズを意識することにより、旋律の特徴を生かした表現を工夫したり、フレーズを手掛かりに構造をとらえて鑑賞したりすることなどが考えられる。

「音階」は、曲種や楽曲によって多種多様なものがある。例えば、教材曲の旋律の構成音を調べることによって、音階の特徴を生かして表現を工夫することなどが考えられる。

「調」は、中心となる音がハ音の長音階で形づくられている音楽が「ハ長調」であることなど、調性音楽においては最も基本的なものである。例えば、生徒が長調と短調を対照して聴いたり転調に気付いたりして、それらが生み出す曲想の変化を感じ取ることなどが考えられる。

「和音」は、高さの違う二つ以上の音が同時に響くことによって生まれるものである。例えば、和音の種類に着目して、声部の役割と全体の響きを理解する一助にしたり、旋律をつくる手掛かりにしたりすることなどが考えられる。

「動機」は、音楽を構成する単位として最も小さなものである。例えば、創作の活動で、ある動機を即興的に作りそれを基に構成を工夫して旋律をつくったり、鑑賞の活動で、楽曲の主たる動機を手掛かりにしながら聴き、楽曲の構造を理解したりすることなどが考えられる。

「Andante, Moderato, Allegro, rit., a tempo, accel., legato, **pp** , **ff** , dim., D.C., D.S., フェルマータ, テヌート, 三連符, 二分休符, 全休符, 十六分休符」は、小学校学習指導要領音楽の「第3指導計画の作成と内容の取扱い」2の(6)に示されている音符, 休符, 記号や音楽にかかわる用語に加えて, 義務教育修了段階までに扱うものを示したものである。例えば, 必要に応じて用語の語源などに触れて, どのような音楽の表情などを示している用語や記号であるのかを考えるなど, 生徒の興味・関心を引き出しながら, 音楽の表現や鑑賞の活動の中でそれぞれを扱うことが大切である。